

令和7年 第3回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和7年9月11日 開会

令和7年9月18日 閉会

美 深 町 議 会

令和7年第3回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和7年9月11日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第23号の提案説明
- 第 7 議案第24号の提案説明
- 第 8 議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第26号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 9 議案第28号及び議案第29号の提案説明
- 第10 認定第1号乃至認定第6号
- 第11 報告第7号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第12 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真奈美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 10 番 荒 川 賢 一 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長	草 野 孝 治 君	副 町 長	川 端 秀 司 君
総 務 課 長	中 江 勝 規 君	企画商工観光課長	小 野 勇 二 君
住民生活課長	桜 木 健 一 君	保健福祉課長	小 林 一 仙 君
農 務 課 長	内 山 徹 君	建設水道課長	中 林 秀 文 君
会 計 管 理 者	中 村 稔 君	保健福祉グループ上席主幹	和 田 政 則 君
総務グループ主幹	青 木 吉 信 君	企画グループ主幹	渡 辺 善 美 君
経済産業グループ主幹	前 田 直 久 君	税務グループ主幹	中 野 浩 史 君
農業グループ主幹	加 藤 保 昭 君	建設林務グループ主幹	田 畑 尚 寛 君
水道住宅グループ主幹	町 屋 英 雄 君		

◎教育委員会

教 育 長	杉 本 力 君	教育グループ主幹	元 岡 友 之 君
教育グループ主幹	前 田 貴 也 君		

◎農業委員会

農業委員会会長	藤 本 博 君	事 務 局 長	内 山 徹 君
---------	---------	---------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水 本 守 君	事 務 局 長	竹 田 哲 君
--------	---------	---------	---------

◎議会事務局

事 務 局 長	竹 田 哲 君	事務局副主幹	服 部 満 君
---------	---------	--------	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので令和 7 年第 3 回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により議長において 7 番 小口議員、8 番 藤原議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 18 日までの 8 日間をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から 18 日までの 8 日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、他 1 件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から提出の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書。教育長から提出の令和 6 年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書。代表監査委員から提出の令和 7 年 8 月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは条例の一部改正 2 件、規約の変更 3 件、補正予算 2 件、決算の認定 6 件、合計 1

3件です。議会側提出のものは委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は望月議員をはじめ合計4名です。次に、説明員については一覧表を配布しておりますが、教育委員会大堀次長が家庭の都合によりまして急遽、本日欠席となっておりますのでご報告いたします。最後に一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 皆さんおはようございます。いよいよ9月に入り、収穫の秋を迎えております。本日、第3回定例会の開会にあたり冒頭行政報告といたしまして農作物の生育状況についてご報告申し上げます。農作物の成育については、4月・5月の低温の影響が心配されましたが6月・7月には平均気温が観測史上最高値を記録、特に7月は30度以上の真夏日を13日間記録するなど、かなり高い気温で推移したことから、全体的に例年より1週間ほど早く生育が進んでおります。8月26日には関係機関による生育状況の現地視察を実施しております。詳細につきましては、別紙配布の農作物の概要を持って報告とさせていただきます。以上、行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ本件報告済みと致します。

◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきます。本日の質問の項目については2つでございます。1つ目は、ごみ処理手数料の改定案と町民の皆さんの負担軽減についてでございます。2つ目については、非正規公務員の皆さんの報酬等の改定についてということでございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは早速、1つ目の

項目から、ごみ処理の関係から申し上げたいと思います。ごみ処理は生活していく上で欠かすことができない大きな問題です。有料化から約20年あまり経過していると思いますが、これまで町民の皆さんのご理解とご協力、収集業者さんのご努力で分別収集が適切に進められてきたと思います。現在、名寄市さんを中心に中間処理施設が広域で整備されて、新たな処理体制の整備が進んでいることについては非常に期待をするところですが、7月15日の議会全員協議会、さらに8月21日に新生自治会での説明会、私も参加させていただきました。そういった中でごみ処理手数料、新しいものについて、一部これは本当は令和8年度中には決めていかなければならないと思うのですが、早い段階で町民の皆さんも含めて確認や議論が必要と考えたところでございます。議員の皆さんについては、今朝お渡しした資料をご覧ください、町民の皆さん、もし今後YouTube等でご覧の際は住民説明会の9ページをご覧くださいと思います。ちょっとできるだけ数字出てきますが、分かりやすいようにはしたいと思います。それでは要旨を申し上げます。次期中間処理施設の稼働に向け、令和9年4月からの新たな指定ごみ袋の種類とごみ処理手数料の改定案が示されました。8月には各自治会での説明会も行われ、町民の皆様からのご意見・ご要望も寄せられていると考えますが、確認すべきと考える事項についてお伺いします。4つに分けて質問します。1つは各自治会説明会での主な質疑、ご意見・ご要望はどのようなものがあったか伺います。それから2つ目ですが、現在のところ示されています案には、紙おむつ専用ゴミ袋とその料金設定がなく、現在、紙おむつのごみ袋、軽減されていますが、それがなくなるとそのままでは大幅に負担が増加すると思われますが、導入の考え、継続していただく考えはないか伺います。また、もし導入した場合の手数料収入の減収推計はどの程度になるか伺います。これは町民の皆さんと一緒に考えていかなければならないと思い、付け加えさせていただきました。それから3つ目ですけれども、現在想定されています処理経費の変動によりまして、現在の炭化ごみの手数料は減少する見込みなのですが、燃やせないごみ、それとこれ燃やせるものも含めてになりますが、現行の埋め立て一般ごみの手数料が倍増する見込みとなっております。ごみ処理経費全体は増加してしまうと思うのですが、現在の物価の高騰に対して賃金や年金収入が追い付かない厳しい状況の中、これは20年前からの経費で算定しているのではないかと思います。それらの経費の増加等いきなり反映するのではなく、据え置きや数年間の経過措置など、町民の皆さんの生活に配慮すべきではないかと考えます。また、これも据え置きの場合や経過措置を例えば3年間で行う場合など、手数料の減収推計はどの程度になるのでしょうか。これも先ほど同様、町民の皆さん含めてみんなで考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。最後4つ目ですが、今回のごみ処理体制の変更に合

わせた改善案の1つとして、例えばですが緊急時などの炭化ごみの受入れ、リサイクルセンターなどを検討できないか、これは各地区、週1回が炭化ごみの収集だと思うのですが、それがどうしても出せない事情、不在とするというような場合、色々条件が必要になると思いますが可能にならないかというようなことでございます。以上、よろしく願います。

○議長（南 和博君） 議場が暑くなっておりますので、暑い方は上着を脱いで結構ですのでよろしくお願いします。

草野町長。

○町長（草野孝治君） ごみ処理手数料の改定案と町民の負担軽減について、ご答弁を申し上げます。まず1点目の、各自治会説明会での主な質疑、意見・要望に関してのご質問でございますが、令和9年4月からのごみの処理・分別区分の変更に關する説明会を8月7日から9月13日までの日程で自治会単位で開催してございます。全17自治会中10自治会で開催しているところでございます。その中で、町民の皆様からご意見や要望ご質問を頂いたところでございます。ご要望の内容といたしましては、1つ目に今後、燃やせるごみが多くなることから、収集日を週1回から増やしてほしいというのが2件、ごみの分別が新しくなる前に広報などで何度か説明してほしいという意見が1件、ごみ袋は現在10枚単位だが5枚売りにしてほしいという意見が1件、新しい施設を見学するための施設見学会を企画してほしいという意見が1件、紙おむつ専用の袋を継続してほしいという意見が1件、などのご要望がございました。またご質問やご意見の主なものについて一番多かったのは、現在使用しているごみ袋の取り扱いはどうなるのかというのが6件、ごみわかーの冊子は更新され、全戸に配布されるのかというのが3件、新しい次期中間処理施設に直接搬入の場合も指定のごみ袋に入れる必要があるのかというのが2件、燃やせるごみの収集日は今後も週1回だけなのかというのが1件などのご質問やご意見をいただきましたところ、それぞれご質問・ご意見等に対して説明をしてきているところでございます。その他の声としましては、今まで炭化ごみと一般ごみの分別区分が分かりづらかったが、今後は燃やせるごみ、燃やせないごみとなるのでわかりやすくなるといった声や、令和7年7月号の美深町広報びふかに掲載されていた分別区分の変更についての記事がわかりやすく書かれていたというなどといった意見もいただいているところでございます。いただいた声は一度、名寄・美深・下川・音威子府、広域4市町村で情報を共有し広域で検討していくものと、美深町として検討するもの等を整理して、改めて住民説明会を開催して参りたいと考えているところでございます。次に、紙おむつ専用ごみ袋についてご答弁申し上げます。紙おむつ専用ごみ袋は紙おむつと生理用品専用のごみ袋でございまして、

現在炭化ごみとして処理してございます。料金は、本来一般ごみより割高な炭化ごみの料金が適用されるものでございますが、これを一般ごみと同じ料金にして利用者の負担を軽減しているところでございます。特に子育て世代、紙おむつを利用されている方の世帯ということでございます。令和9年4月からの分別区分では燃やせるごみとなりますので、現在のように紙おむつ袋として分ける必要がなくなりますので廃止いたします。望月議員の見解は紙おむつだけといいますか、紙おむつの負担が他のごみよりも大きくなるという趣旨かと思いますが、新たな分別では燃やせるごみでございますので、紙おむつだけが大きく引き上げられるわけではなく、現在の一般ごみが引き上げられると同じでございますので、何卒ご理解いただきたいと思います。従いまして、紙おむつに特化した料金を設定する考えはございません。次に3つ目ですね。手数料の据え置きや経過措置等についてご答弁申し上げます。新しい手数料の算出は令和9年度のごみ処理経費を想定し、排出者の負担を20年前ですか、平成15年度の有料化当時と同じ25%で算出したものでございます。現在と同じごみ処理経費の25%の利用者負担に据え置くのが適正な負担であるとして算出したものでございます。新しいごみ袋の手数料は20Lと40Lでは現在よりも約5割高くなりますが、3L・6L・12Lでは現在より約4割安くなり年間トータルで考えた場合、家計における負担は大幅に増えるものではないと考えているところでございます。最近は物価高騰が続き生活の負担が大きくなっていることは私も実感しておりますが、その全てを公費で賄うことは不可能かと思えます。物価高騰対策としては、プレミアム商品券、現在、今年度も発行させていただいておりますが、引き続き何らかの対策を考えていかないとならないのかなと思っているところでございます。最後に4点目、緊急時におけるリサイクルセンターでの受け入れについてご答弁申し上げます。ご質問の中では例えば緊急時ということで色々な条件が必要かというようなご質問で緊急時にも色々な例が想定されているのかなという風に思っております。現状リサイクルセンターについては炭化ごみを受け入れできる施設ではございませんので、収集日に排出できない場合については、名寄市にあります炭化センターに直接搬入をお願いしているところでございます。現在は月曜日から土曜日、午前9時から午後4時までとなっております。特別な緊急といいますか、緊急時というか、どういう部分を想定されるかわからないのですが、特別な事情がある場合はご相談いただいて、対応できるものについては対応するように努めて参りたいなという風に考えているところでございます。ごみの処理に関しては、子どもから高齢者まで全ての町民の皆さんの生活に直結することですので、皆様方のご意見を受け止め、今後共同で運営していく4市町村で相談して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。令和8年度へ向けて、令和8年度ですね、再度、住民説

明会を開催していく計画となっております。以上、答弁いたします。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 答弁をいただきました。ご答弁をいただきましたので、順を追ってですね、確認と言いますか、それと議論をさせていただければと思っておりますが、まず1 項目目の自治会説明会の関係ですが、1 つだけ項目確認したいのですが、1 7 の内1 0 ということですが、町民の参加者数、延べでよろしいのですが、わかれば町長お手元があれば教えていただきたいのと、未実施が7 自治会になると思うのですが、今後の開催予定わかりでしたら答弁お願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 8 月7 日から9 月1 3 日までの日程で、自治会単位で実施してございまして、合計7 8 人、今後、直近では明後日9 月1 3 日、第一自治会で町民向けの約3 0 人ということで説明会を開催することとなっております。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） ありがとうございます。延べ7 8 人ということで、これからも第一自治会のお話ございましたけれども、是非、未実施の自治会さんについてお願いできればと思います。これまでも参加された町民の皆さん、それから担当課の職員の皆さん本当に大変だったと思いますが、貴重なご意見・ご要望を念頭において、準備どうか進めていただきたいと思います。未実施のところもよろしくお願いします。これから、またあれば1 0 0 名を超えてくる状況だったと思います。次の2 項目目に参りたいと思います。これは紙おむつの専用ごみ袋のお話ですが、ちょっと想定外で、やるお考えがないようなご答弁だったものですから、ちょっとお話をしたいと思いますが、現在ちょっと計算してみますと、私ちょっと町長の答弁と取り方が違うのかもしれませんが、同じ炭化ごみの他の食べ物のごみ、生ごみとかよりも3 0 %ほど金額が軽減されているのではないかと感じていました。要するに現在1 0 Lが今後、特に断らない限り1 0 枚入りですけれども、現在2 2 0 円でございます。それが改定案では、少し量が増えて1 2 Lにはなるのですけれども、5 4 0 円、2 2 0 円が5 4 0 円になります。単価だけ見るとそうなります。それから2 0 Lこれも1 0 枚入りですが現在4 2 0 円です。これが改定案では9 0 0 円です。これも現在オムツだけ考えていると2 倍以上になると思います。紙おむつの設定と軽減がなければ大変な増額になります。先ほど、おむつだけが上がるわけではないということなのですが、おむつの袋を使っていた方については倍になってしまうということになると思います。令和6 年度の事務報告書に、ごみの袋の収入が書いてありました。資料を後ほど町長にも差し上げたいと思うのですが、1 0 L、2 2 0 円の袋が3 4 0 組、2 0 L 4 2 0 円が

570組、計算しますと31万4千円の収入がありました。これを令和6年度の実績を提案されています新たな手数料に掛け合わせますと、全体で66万5千円、35万1千円、町民全体でいうと負担増になるということで、ちょっと考えてみました。炭化ごみは減少するのですけれども紙おむつのごみは現在軽減されていますので、それを使っている方からすれば負担が増加してしまうということになると思います。今回の改定案ではそれが予定されていなくて、区別しなくても良くなるのではないのでしょうかとか、あるいは別に購入する必要がないですというようなことも言われますけれども、紙おむつは、子育てやもしくは介護の上で欠かせないもので、軽減されることに大きな意味があると思います。使用されている方には切実な問題だと思います。これからも子育て支援、高齢者の生活支援はますます重要と考えますが町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） おむつの紙おむつの関係でございます。あくまでもこれは4町村広域の施設でございますし、なるだけ一体となって、新しい9年度からの手数料に移行していきたいというのが基本となっております。考え方というか受け取り方だと思うのですけれども、単純に今、望月議員の説明だと本当に倍増すると、大幅な負担になるということのようなことで受け取る方もいるのかなと思ってございますけれども、事務方といいますか、基本的な考え方につきましては、紙おむつだけが大きく引き上げられるわけではなく、現在の一般ごみが引き上げられるというところがベースになってございます。今の望月議員からご質問はこれからの子育て世帯、介護世帯に対するご質問というか、ご要望というかそういった部分かなというふうに思っております。これは、この市町村のこのごみ対策ではなくて、そういった部分については、やはり私は市町村の施策として子育て支援なり介護世帯の支援というような形で何か考えていった方がいいのかなということで、既に現在少子化関連の中で何らかの新たな子育て支援策ができないかということを担当課とともに検討している段階でもございます。そういった意味からも子育て支援、福祉対策として、やはりその紙おむつを使用して経済的負担が大きい家庭に対しては、何らかの支援策が必要でないのかなと考えているところでございまして、今後4町村との協議もございすけれども、美深町としては福祉施策、福祉対策として、そういった場合について今検討を始めているといことでご理解いただけないかということで答弁いたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁いただきました。何らかの福祉的な対策でということはあるので少しお任せしたい面もありますけれども、先ほど広域の話も出ましたけれども、それでいいですと近隣のまちでは、例えばちり紙ごみですとか、そういった衛生関係のごみも

紙おむつと同じ経費でやっている。手数料になっているということもございます。さらに子育て支援対策として、おむつ用に紙おむつも使える袋を配布している市町村もございますので、そういう方法もあるかもしれませんが、そういうそれぞれのやり方もあるのではないかと考えているとこととでございます。それと今、先ほども申し上げました令和6年度の収入から当てはめて考えますと、差は35万1千円ほどになるということで申し上げました。逆にいいますと35万円ほどで現在の金額で継続できるということだと思えます。それを考えてみたところでございます。それと実はもう1つあったのですが、新しいその現在の金額というのが、新しい手数料と比べますと約半分くらいの割合になります。それとちょっと認識が違っていたのかもしれませんが、これまでの紙おむつ用の袋は、普通の炭化ごみに比べて30%ぐらいの経費に軽減されていると思います。それで考えますと、10Lは135円ぐらいになりますし、20Lは270円ほどになります。もし、これも計算してみますと減収になる、もしそうなるとしたら46万6千円ぐらいだということとでございます。どうかまず先ほど福祉施策でということもありましたので、非常に期待したいとは思いますが、それかもしくは現在の金額の維持、あるいは軽減率、私が考えたのは30%になっているのではないかと。それを継続した時で46万6千円ぐらいということだと思いたうのですが、お考えいかがでしょうか。再度だけ質問いたします。先ほど言いましたようにそれぞれのまちで色々なことを行われております。35万、46万といっても人口減もあっても厳しいとは思いますが、是非検討されて紙おむつの専用袋の設定は必ず実施してほしいと考えたのですがいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今、色々なご提案も含めてお話を伺ったわけでございますけれども、現在、共同処理している段階で、袋の種類を増やすということはやはり事務量といいますか手間暇などが増えるということで、合理的ではないのかなと思っております。先ほどご答弁申し上げましたけれども、やはりこれからの子育て世代、介護者を抱えているご家庭での紙おむつを使用している負担が大きい家庭、やはり1番現実的なのはそういった家庭世帯にごみ袋を実際配布するという先ほどお話ございましたけれども、そういった部分が今ちょっと検討している中では1番合理的のかなという風に考えているところでございますけれども、まだ種々検討しております。現行の手数料から9年度の手数料、説明会で示した原案をもって何とか皆さんにご理解いただけないか、その中で色々な負担増等考えられる中で、上手く町民の皆さんもごみの出し方を考えていただいて、最終的にはごみの減量化に繋がっていければ有難いなというふうに思っているところでございます。以上答弁いたします。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 今、私の考え方というか、こういうことも是非袋でという意見も参考にはしていただいて、今、配布するですとか別の対策ということも検討されているということでございます。袋のもし他の町村からどんなことになるかわかりませんが、方法もあるのではないかとということでお聞きいただければと思います。それでは次の3 番目にいきたいと思います。これについても先ほどちょっと5 割増というような答弁だったと思うのですが、一般ごみについて私ちょっと大きな袋で考えているのですけれども、一般ごみは現在20L10枚入りですが420円です。これが改定案では900円になるのではないかと思います。50%ではなくて100%、以上でないでしょうか。2.1倍。それから40Lは840円ですけれども、1,800円になりますので、2.1倍でないかと思います。桁が840円から1,800円になるのかなと思っての質問でございます。現在の一般ごみは燃やせない、燃やせる、いずれの場合も倍になってしまうのかな。20L、40Lについては思います。小さい袋で捨てることもできるという説明、今ご答弁もありましたが、その場合でも費用は安くなっていないということがあると思いますのでよろしく願います。これもちょっと令和6年度の事務報告書から計算をしました。資料を差し上げたいと思うのですけれども20L420円は令和6年度1,859枚販売されています。40Lは840円が3,304組販売されておりますので合計で355万6,140円ということです。この実績を新たな手数料掛け合わせますと、ちょっと省きますが合計で762万300円となります。要するに406万4千160円負担増ということで、倍になるのではないのかなと思っています。当たり前ですけれども。町民負担400万円余り、同じ6年度で考えるとになってしまうのかなと思います。これはもちろん全世帯なのですけれども、ただ先ほど言いました40Lで840円が1,800円ですとか増加しておりまして、町長もおっしゃいましたがごみ袋は子どもから大人、高齢者、誰にでも必要で収入が多い方、少ない方全てが負担する公共料金だと思います。もちろんですね。生活していく上で逃げるができないので是非軽減対策必要と考えました。さらにここ数年の物価高騰もあって負担感さらに大きいなと思いました。炭化ごみが減少するのは、せめて救いなのですけれども、旧一般ごみの倍増が極めて負担感があると考えております。是非とも町長の優しいまちにしたいというような姿勢からも軽減対策が必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員のそのご質問の切り口はそのとおりにかなと思ってございますけれども、トータルで見直して考えていますので、先ほど炭化ごみの話をしましたけ

れども、今後、燃やせるごみ、燃やせないごみ含めて3 L・6 L・12 Lそういった物については逆に抑えて安くなる。大きい20 L・40 Lの部分についてはご質問のとおり上がるということです、先ほどもやはり上手く出し方を研究されて活用していただければごみの省力化にも繋がっていくのかなというふうに思っております。さらにもうちょっと細かい数字等頂いたのですけれども、そこまでかみ砕けない部分がございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、現在物価高騰対策の1つとしてプレミアム付き商品券を販売してございます。これは単年度の施策ではございますけれども、さらに物価高騰等が続けばこういった引き続き対策を考えていかなきゃならないと先ほどもご答弁させていただいたそういった中で対応していくしかないのかなと。やはり広域4市町村で共同の施設を今後利用していくというような中で、統一的な考え方を皆さんと情報共有して、また美深町独自で必要なものについては、その他の施策で何とか対応して乗り切っていきたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。後ほど資料いただけるのであればそれをまた見て勉強させていただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君

○2番（望月清貴君） お考え、答弁についてはわかりました。これも先ほどのように色々ちょっと申し訳ないのですが、試算というのが先ほどの炭化ごみこの一般ごみも町の方から出ていなくて、ちょっとがっかりなのですけれども、ちょっと私、計算してみますと先ほども令和6年度の状況でいうと400万あまりの増加ということです、これをずっと続けなさいとはなかなか言いにくい面も正直あるかなとは思っています。質問の方でも3年にわけてというようなことをちょっと述べましたが、それをちょっと実際に先ほども考えてみたのですよね。ちょっと聞いていただければと思うのですが、一般ごみの20 Lが今420円が900円になるということだと思いますと480円増加することではないかなと思います。480円ですから3で割ると160円ということで、それを3回に分けて増やしていってはどうかと思いました。やむを得ず値上げする場合ですけれども、それから40 L840円についても1,800円になるから960円の増額ということで、それも丁度3つで割り切れたのですが、320円ずつ上げてはどうかと。そうしますと現在20 L420円が9年度580円、10年度740円、11年度で900円ということで160円ずつ、それから40 L現在840円の9年度1,160円、10年度1,480円、11年度1,800円で完成というか提案どおりということで320円ずつ上げてはどうかなと思って町長に話をしようと思ったのですけれどもこういった考え方でやむを得ず上げるにしてもそういった軽減策どうかな。一気にごみの廃棄の行動を少し和らげるカギにもそういうことも考えたらいいのではないのかな。さらにちょっとごみの袋がちょっと一般ご

みに限りますというのを2年間ぐらい続けたいいけないと思いますから、それも手間かなとは思いますが、そういったことでも町長の考え方からいって軽減策考えていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、安くなる部分、こちらの方もご理解いただきたいなと思います。あまり、報道の方もいますけれども、大幅に負担が増えるというような風に印象取られたくないなと思っているのも事実でございます。安くなる分、さらに増える分ということで大幅に増えるというところまでは、大幅に増えるものではないという風に今のところ考えてございますけれども、先ほど私ご答弁しましたね。例えば据え置きの場合、3年間で手数料の減収推計はということでご質問ございましたけれども、収入減少額はちょっと大雑把にはなりますけれども3年間据え置いた場合、210万円ほど減少するというような据え置いた時の減少額の見込み。これは大枠でございますけれども、そういった状況になってございます。先ほど申し上げましたとおり何とかごみの出し方も町民もそうですけれども、担当の方も工夫して出して頂けるようなことをお互い勉強しながら、ごみ処理体制をごみ処理について対応していければなという風に思っているところでございます。そういうことで今のところ4町村、足並み揃えて移行していきたいということで経過措置的な部分は考えていないということでご理解いただければなと思います。またこの後、町民懇談会等々もございますので、そういった中でまた検討を進めて参りたいと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） なかなか経過措置的なものは考えていませんという答弁だったのですが、自治会での説明会、先ほどどんな内容だったかもお聞きしたのですが、金額の話は出なかったように聞こえましたけれども、私も説明会の中では、意見をいったところなのですが、それはカウントされていないのかもしれませんが、今後またそういったことがあれば十分聞いていただきたいなと思います。それから4番目の質問については、先ほど冒頭にも燃やせるごみが増やせないかということもありましたので、是非どうしても緊急の場合のことも答弁いただきましたのでわかりました。色々ごみの関係は町民からのご要望もあると思いますので、十分聞いていただければと思っております。ごみについては先ほど申し上げましたけれども、来年中には手数料決定していかなければ準備できないと思います。町民の立場、生活の現状で是非考えていただきたいなと思います。また説明会等あって、また料金のこととかも出るかもしれませんが、十分に意見を聞いていただいて、もし軽減とかも色々な方法あると思いますし、検討いただきたいと思います。さら

に福祉施策の方も色々検討をお願いしたいと思います。また一方で、先ほども町長からもありましたけれども、処分場経費が高騰していくというのも当然あると思います。ですし、炭化ごみが減少するのだからやむを得ないという考えの私も少しそれがいいわけではないのですが、ごみの減量も進めていく必要があると思います。ただ、急激な値上げは控えてほしいなと思ったのが考え方でありまして、おむつの袋はぜひ設定をお願いしたいと思ったところでございます。ごみ処理の経費も上昇する中ではありますが、町民の負担軽減が必要ではないかと考えた立場から質問を以上としたいと思います。町長から何かあればですけども終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 4 番目の方は先ほどご答弁差し上げたので、緊急時って緊急時ごみが出せないぐらい緊急時ってどういうことかなと気になった部分はあったのですけれども、特別な事情がある場合は、相談に乗って参りたいなということで考えているということでご理解いただければなと思います。あと、ごみ処理の関係、分別の関係についてはこの後未来後続くものかなと思いますので、しっかりと町民の声を聞きながら、また 4 市町村で情報を共有しながら 8 年度に向けて検討して参りたいなと思っておりますのでご理解の方よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 是非今日の意見も参考にはさせていただいて十分これは大事な問題だと思いますので検討引き続きお願いしたいと思います。続いて 2 つ目の項目に進みたいと思います。非正規公務員の方の皆さんの関係ですけれども、会計年度任用職員さんにつきましては、美深町においてもいわゆるエッセンシャルワーカーと言われるような教育ですとか、子育て支援、行政など多くの現場を守っていただいていると思います。例えば幼児センターの教諭保育士の先生方など、それから児童館やこども教室の先生方、さらに学校の支援員の方や公務補さん、事務生の方、学校給食センターの調理員、図書室の方など、さらに簡易郵便局さんですとか、ホスターホームさんですとかあります。一般事務の事務補助員の方などまだまだ多くが任用配置をさせていただいて現場を守っていただいていると思います。私、この問題については令和 5 年の 1 2 月議会の条例改正、あるいは今年の 3 月の予算委員会でも質問させていただいて答弁もいただきまして、目に見えて色々な改善がされているのは事実なのですが、今回またお聞きするのは一般質問ということで、遅れていくだけちょっと問題が大きくなるなと思ひまして、もしかすると他の市町村との格差も広がる問題でないかと思ひます。是非、解決したいと思ひ質問させていただきます。非正規公務員の報酬等の改定についてです。会計年度任用職員いわゆる非正規公務員の皆さ

んの雇用条件は、令和２年度の制度開始から順次改善されているが、本町においては人事院勧告に準じた正職員の皆さんの給与改定及び町特別職町長、副町長、教育長さん、それから議会議員の期末手当支給率の改訂は年度内に遡及遡って行われていますが、本町ではと申し上げますが、会計年度任用職員の皆さんの報酬改定は翌年度次の年に１年遅れて行われています。１つとしまして国の通知などに沿って、会計年度任用職員の報酬等についても正規職員に準じて年度内に遡及して遡って改訂を行うべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員から非正規公務員の報酬等の改定についてご質問いただきました。ご答弁申し上げます。会計年度任用職員の報酬等について、正規職員に準じて遡及して、遡って改訂を行うべきではないかというご質問でございます。冒頭お話をいたしてご質問にありましたとおり、これまでも何度となくご質問いただいて、それぞれ担当の方からご説明申し上げているかなという風に思っております。令和７年９月１日現在、会計年度任用職員、短時間勤務もございますけれども、実数といいますか任用職員が８８人ございます。そういった中でこの間、処遇改善ということで、令和６年度はこれまでの期末手当の部分が大幅に改善されまして、６年度予算ベースでございますけれども約３千万弱追加予算措置をしてございます。また、令和７年度本年度につきましても期末勤勉手当０.１カ月増ということと、月額報酬も１０％から１５％ほど増になってございまして、７年度予算についても２,３００万ほど増加措置しているというようなところでございます。本町における会計年度任用職員の報酬等につきましては、美深町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例において、職員の給与が改定された場合にあっては改正年度における適用はしないと規定されているところでございます。国からの通知では常勤職員や地域の実情に合わせて適切に対応することとされておりますが、常勤職員の給与はご承知かと思っておりますけれども、増額する年もあれば減額する年もございます。条例制定時、この会計年度任用職員の条例制定時には職員給与が減少傾向にあったことから、報酬額を減額させることは大変厳しいことであることも考慮した上で、一会計年度内という期間で任用する会計年度任用職員については、時の情勢によって報酬額が左右されないよう、年度当初に定めた報酬額で支給できるように規定したものでございます。ですので、令和７年度でしたら令和７年度の会計年度の任用職員の要件に報酬額が規定されていますので、それが保証されると。減ることはないということで１年間の生計が立てられるのかなという風に思っております。現状では会計年度任用職員の報酬について給与改定の改正年度に適用することは考えてございませんけれども、職員が働きやすい職場環境となるよう、これま

でも改善して参りましたし、今後も努めて参りたいなと思っております。以上答弁いたします。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 答弁いただきました。それで、今の最初の答弁につきましてはこれまでも答弁いただいた内容と少し近いかなと思っておりますが、前置きとして少しお話ししたいのが、これも繰り返しになりますが、令和5年の5月2日に総務省の方から常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に関する取扱いについてというのが出ておりまして、常勤職員の給与、その他の改定された常勤職員の給与、その他改定の実施時期を含め当該常勤職員の給与の改定にかかる取り扱いに準じて改正することを基本とするよう通知されております。先ほど、条例の規定、その年度内を行わないそれは下げることでもそうなのですが、上げることもできないという状況です。ただ、これは現在ここ数年もちろん当時は下がってしまう場合もありましたけれども、近年でいうと去年もそうだったと思いますし、今年もそうです。人事院勧告、引き上がる勧告がされております。これはやはり上がらないようなことになってしまっていると思います。先ほども町長もお話ありましたけれども、引き下げの勧告が出た場合のことを考えますが、これについては、まず地方公務員同じ地方公務員です。良いところだけ会計年度で良いところは地方公務員というわけではなく、その辺はやむを得ないと考えた場合は町職員の方も下がりますし、議員も下がるかもしれないです。会計年度さんもやむを得ない面もあるかもしれません。ただしそれが不利益不遡及といいますか、下がる場合は翌年度からにしますというような規定もあり得るのではないかと思います。これも是非、情報収集をしていただきたいなと思います。それとこの通知、先ほどの通知が出てからかもしれませんけれども、遡及改定している状況があるのではないのでしょうか。私、全国的な資料しか手に入らないのですが、令和5年の時点で55%ぐらいが遡及改定するということになってございますし、色々新聞等でも大きな市のことでしたけれども報じられているところはお承知のとおりです。そこまで今日は言いたくなかったのですけれども、現在上川管内近隣市町村の動向はどうなっていますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 上がらない、遡及されないことになっている。下がらないことにもなっているということでの今の現状でございますけれども、丁度半分ですか。半分が上川北部で適用になって、まだ半分がなっていないという風に私ども抑えているところでございます。やはり会計年度任用職員、過去には臨時職員ということでございましたけれども、同じ自治体の業務を司る職員でございますけれども、現場の部分と一般事務では事務

補助というそういった立場もあると思います。そういった中で正規職員は町村会の共通試験等々を経て任用されている部分ありますし、会計年度任用職員の中でも正規職員目指して努力されている方も中にはおられます。そういった中で自治労職員組合、そういった中からも常勤職員と同様に遡及改定を行うことということで統一要求をいただいているところでございます。この部分については、双方研究を進めて継続協議していくという形に回答して、今、取り進めているところでございます。私としまして、この間の会計年度任用職員、それぞれ職場によって時間単位での方もいますし、常時勤務する方もおられますので、色々な職員が点在してございます。そういった中で、この間給与の面、休暇の面も正規職員とほぼ、ほとんど近づいてきて同様な形になってきておりますので、なんて言ったらいいですかね。この会計年度任用職員じゃなくて正規職員を逆にいうとほぼ変わらないのだったら任用した方がいいのではないかとこの部分もでございます。そういった部分を含めて将来ともどうあるべきかという部分、会計年度任用職員の在り方そういったものも含めて、併せて考えていく必要があるのかなと思っているところでございます。統一要求職員組合からも引き続き協議事項となっておりますので、今後に向けてまた上川北部の状況等も睨みながら研究を進めて参りたいと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 今、町長から答弁いただきましたけれども、ちょっと半々というのはその何でしょう、遡及改定している、していないが半々だということですね。実際に進めていると言ったら言い方おかしいかもしれませんが、遡及改定を実施している市町村も出てきているということだと思います。それから先ほどの条例についても国の通知等正職員に準じてということでは環境が違って来ていると思います。そういった変化ももちろんあると皆さんご承知だと思います。それと町長今ご答弁されましたけれども、正職員に近いといっても1、2級の級を使ってそれも年数が経てばもう頭打ちになるような仕組みになっているのではないですかね。それを持って正職員に近づいているというのはちょっと、初任給とかには近づいているかもしれませんが、是非そういった基本的な金額ですとか状況違うわけですから、きちんとその辺は人勧というのが本当に地方公務員の制度として民間の状況を調査して4月に遡ってというのが正職員もそうですよね。私たちもそうです。なぜ準職員だけが違うのかと思います。時間もないですが、環境の変化があるということと今年も人勧引き上げになります。今年の12月に条例改正しなければ今年もそうですし、来年のそういった取りしめも難しいと思いますので、是非、条例改正提案をお願いして質問を終わりたいと思います。答弁あれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 環境が違って来ているというのは確かに言えます。やはり会計年度職員もなかなか募集してもすぐ集まらない実態、特に今、臨時というか緊急に栄養士さん等を募集してもなかなか集まらないという部分もございます。そういったこともありまして、処遇改善を順次進めてきた部分をご理解いただければなと思います。あくまでも会計年度職員は会計年度内の雇用、未来永劫を雇用するといった要件ではございません。その時期に合わせて公募なりして、この年度の金額を示して任用しておりますので、それが上がり下がりするということは元々想定されていないというか、今の現状ですよ。そういったことで応募いただいて、保証して任用をしているという制度になってございます。しかしながら先ほど質問がございましたとおり、国の通知、そういった部分については常勤職員の給与の改定に係る取り扱いに準じて改定することを基本としといった部分等もありまして、北部においてもそれぞれの市町村で見直しが進んでいるということを改めて認識したところでございます。先ほど申し上げましたけれども、うちの美深町としましても会計年度任用職員の任用の在り方、本当にそこが会計年度任用職員でいいのか、正規職員をきちんと配置しなければならないのか、そういった部分も併せて検討しながら、この問題については引き続き前向きに研究して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 2 番 望月議員の質問は以上で終わります。

次、7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） それでは一般質問を始めたいと思います。項目は行政、件名は保育園留学を取り入れて空き家対策に繋げる考えは。です。前段、質問の要旨を述べるにあたり、質問の根幹は美深町が美しく心優しいまちになるための1方策を件名にいたしましたので、美しいまちになるための考え方も交えての質問になることをお許しください。それでは長、理事者に提出した要旨を朗読いたします。当町の名前の由来は、アイヌ語で石の多いところが語源となっています。美しい街を連想させる響きの良い町名と思いますが、街区の歯抜け、空き家、荒廃した家屋など、町名から受けるイメージが崩れつつある状況となっています。過去にも空き家対策の質問が数回あり、6月定例会でも空き家や住環境の一般質問があり、町長答弁で空き家対策に重点を置いた実態調査、内容協議検討したい旨を述べておりましたが、早急な取り組みを望むところでございます。議会運営委員会で厚沢部町を視察いたしましたが、取り組みの1つに保育園留学があり、移住、定住に繋がる体験住宅の利用実績が令和6年で168家族、リピート率も91%を超えおり、空き家の有効利用と環境美化にも繋がると思っております。当町では山村留学も実施しておりますので、保育園留学も取り入れトータルでの学習機会を創出し、留学による空き家対策等に

繋げてみてはどうか町長の考えを伺います。以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 小口議員から保育園留学を取り入れて空き家対策に繋げる考えはないかについてご質問いただきました。ご答弁申し上げます。冒頭、美しく深いまち美深。この響きこれと現状と差が出てきているのではないかというようなご指摘をいただいたところでございまして、私も大変気にしている部分でございます。厚沢部町が先駆的、この全国的に有名な事業だと思います。新聞、テレビ等でも取り上げている厚沢部町の最重点の施策事業なのかなと思いますけれども、保育園留学は、1つ目として認定こども園での一時預かり保育を活用すること、2つ目として移住体験住宅を利用したワーケーションを実施すること、3つ目として農作業などの生活体験をパッケージ化した取り組みで関係人口の拡大など成果を上げているとお聞きいたしました。本町においても美深町幼児センターでは一時預かり保育を使って実施することは、制度上は可能でございすけれども、現在の職員の配置状況では、なかなか現実的ではないのかなという風に思っているところでございす。保育園留学につきましては、教育・保育・観光・移住、そして空き家対策など多方面に渡って効果が期待できる施策でありますので、先進事例として是非参考にさせていただければなという風に思っています。6月の定例会での一般質問でご答弁申し上げましたが、空き家住宅・危険家屋の抑制、特に後段の方、危険家屋、そういった部分を重点においた施策について引き続きといいますか現在、今後に向けて検討を進めているところでございす。保育園留学を例に挙げられての空き家対策でございましたが、現在行っております移住者の増加や空き家の解消・有効活用に繋がる制度として、空き家バンクを活用した移住定住の促進や住宅を快適かつ長期間に渡って居住できるように、一般改修事業への支援の他、令和5年度から移住者には中古住宅の取得に20万円支援を加算する。4つ目として店舗の整備には最大100万円を加算するなどの対策を実施して参りました。空き家対策は一朝一夕には解決できない課題でございすが、小口議員の意見を参考にさせていただきながら、引き続き空き家対策等に努めて参りたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 要旨の冒頭に述べた美しい街についてお伺いしたいと思います。前町長と同じことをお聞きしますが、JR駅を降りて国道に出るまでの間どのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私も駅前通りを歩いて通勤しておりますけれども、やはり特にこ

こ数年で空き店舗、また道路沿いの環境が日に日に悪化しているのかな、率直にそう思った思いでいるところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私も同じですが、歩道上の雑草、街路樹の管理、空き家・空き地に心が痛んでおります。問題は建物の危険ではなくて、そういう空き家が野生動物の住処になっている現状、これはとても放置できるようなものではございません。話は変わりますが、根室町のホームページスマイルプラス暮らしという記事が令和7年8月4日60代男性からの投稿ですがちょっと紹介したいと思います。これは、公共施設まわりの環境美化についてということで投稿がされております。少し読ませてください。早朝に朝日を気持ちよく浴び散歩している町民です。根室町はさほど縁石の雑草が少なく、綺麗な街並みかと思います。これは町内会単位による早起き清掃の実施、根室町ごみの散乱防止に関する条例、根室町青少年健全育成協議会、広げよう根室の大地の3つの心、挨拶、親切、美化の啓蒙推進の成果だと思います。ただ、公共施設の車歩道縁石とこれに付帯する駐車場周りの雑草がひどい状況です。町民は自宅前の車歩道清掃と縁石の雑草処理は自主的に行い綺麗な街並みを支えていると思います。公共施設の車歩道、駐車場を担当する部署がわからないので、今回ホットボイスに一筆書かせていただきました。これらの公共施設は根室町の顔であり、根室町民はもちろん他市町村の方々も多く利用することがあると思います。町は交流人口増とありますが、公共施設まわりが雑草だらけで恥ずかしい。次年度に向け、例えば施設管理業務委託契約の中に施設まわりの環境整備項目を追加し、環境美化対策を願いたいと思います、という投稿ですが、美深町の場合は公共施設の周りは大分整備されていると思います。それに反して町道ですね。町道の管理の雑草ですとかひどい状況だと思います。これは過去にも何回も言っていますけれども、今のこのこれは他所の町村で60歳男性の投稿で根室町の例を紹介しましたが、これに対して何かご意見ありますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 根室町の部分でございますけれども、美深町は町道、道道、国道それぞれ所管で管理しているのかなと思いますし、町道にあたっては維持管理組合の方に委託をして草刈等の実施をしてございます。そういった部分、昨年、以前までなかなか草刈がされていないですとかご指摘をいただいて、今年度それらの部分含めて対応にあたっているのかなという風に思っております、それがまだひどい状況であれば予算含めて考えていかなければならないかなと思っています。駅前部分は道道でございますので、そういった道道、国道の管理につきましては、それぞれ連絡会議と言いますか、そういうよ

うな場で要望を常々伝えているところでございます。今、それを特定したわけではございませんけれども、自治会活動の新たな支援事業を設けておりまして、それぞれの地域で例えば環境美化をするといった部分、これはなかなか地元にはない持ち主がいない家屋に対して暫定的な飛び散らないようなことをやっていただいた自治会もございまして、そういったものを活用して、ボランティアといいながらも自治会の中でそういったものを活用してやっていく手立てもないわけではないのかなと思いますけれども。なかなか地域の方も高齢化しているですとか、厳しいような状況もあるのかなと思いますけれども、そういった色々なことで少しでも環境美化を進めるというような制度的なものは持っております。また、なかなかこれ職員が直営でやるという面についてね。職員が直営でスッとやるということにもならない現状もございまして、そういった部分も含めて空き家、さらにその危険家屋、先ほど言いましたけれども野生動物の住処になっているそういった部分も含めて、現在本当に場当たりの対応となっているという風に私、認識していますので、今後それをきっちり対応できるような仕組み、そして今、先進地の自治体の事例だとかを担当の方で研究している部分がございますので、今後に向けて少しでも美しく深い街美深と言えるような環境整備に努めて参りたいなと思っておりますので、これは役場だけではなくて町民や自治会も交えてそういった方向に持っていければ1番いいのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 駅前通りの件がでましたけれども、あれは道道で私も知っています。私が直接土木現業所に電話をかけて、向こうの商店街の会長さんとお話して、判についてどうかよろしく願いますと、綺麗にしてくださいと、樹木の伐採や何かを頼んだのも一度や二度ではありません。北海道にも平成15年空き缶等の散乱の防止に関する条例があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻等があり、当町でも平成7年廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定しておりますが、もっとわかりやすく簡潔な条例になるよう提案したいと思います。綺麗なまちを標榜する質問は最後ですが、令和3年予算委員会では、カラス対策での質問でレーザーポインターの取り組みの中での質疑で、レーザーポインターは追い払うだけの道具で実験的な部分も大きい。今後はカラスが来ない綺麗なまちづくりを目指していく目標も立てていく必要があるとの答弁も紹介したいと思います。なかなか私も数カ月前から議員の皆さんに簡単にごみですとか空き缶ですとか、ポイ捨ての条例をつくろうかなと思って皆さんに紹介したのですが、美深町にそういう条例がありますということで調べてみますと結構長い条例だと思います。簡単な誰でもわかるような簡潔な条例になるよう提案したいと思いますが、それに対してのお考えをお聞かせください。

○議長（南 和博君） 小口議員に申し上げますけれども通告に沿った質問にしてください。

○7 番（小口英治君） これが最後です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 空き缶のご質問が来るとは想定していませんでしたので、何とも言えませんけれども、平成7年ですか。それらの条例、当時は時の議員さんがそれらを理解して決定に至っていると思いますので、それを今の時代、もっとわかりやすく改正してはと、こちらの方に振って来られるのもどうなのかなという気もしますけれども、その7年の条例、ちょっと私かみ砕いてそんなにわかりづらい長いものなのかということ承知、今、実際できませんので答弁は控えさせていただきたいと思いますが、その辺、議員さんの中でも本当にそうなのか揉んでいただくということもありなのかなという風に思っております。あとカラスの部分も追い払いの部分がございますけれども、本当にカラス対策等も地道には農業被害の部分でやられたりとか、あと最近多いのはスズメバチもそうですけれども、樹木の高いところにカラスの巣が出来て、それを子育て中に襲ってくるというそういった危険な恐れがある部分については、随時、担当課で処理しているという部分もご理解いただければなという風に思っております。

○議長（南 和博君） 7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） 過去の私が一般質問をさせてもらったのをちょっと紹介したいと思いますが、これは空き地ですとか不在店舗のことで質問しています。平成23年6月では第5次総合計画の中、商店街にぎわい再生事業の質問で、当時の町長は街中に地域の生活の場と人の流れをつくり出すため老人憩いの家、公衆浴場コミュニティーの機能を持った複合施設を計画していると答弁し、現在のほっとプラザが実現しております。平成25年の定例会では不在店舗と空き地の取り扱いプレミアム商品券以外の商業の振興策、平成27年では空き家対策の取り組み、平成29年では商店街区の空洞化、令和6年には空き家の活用と支援の研究、直近では冒頭の要旨で述べましたが、先般6月定例会で藤原議員が空き家、町の住環境をどう守るかの一般質問がありました。その中で空き家所有者に対してより強い指導と解体費用の増額の質問もありました。答弁では、近年の物価上昇の解体費用の増加もあり、経済的な負担も増している。また、対策強化を望む声も届いており、空き家対策に重点をおいた実態調査を行い協議検討していきたい旨の答弁がありました。早急な対応で今回の定例会議第24号に克雪推進条例の案が出ておりますが、そのことの結果だと私は理解しております。一部を改正する案で支援対象を町民以外にも拡大することは評価いたしますが、これは本会議で評価・議論するとしてこの他の現在の取り組みが

あったらお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先の議会で藤原議員からご質問ございました空き家、空き住宅対策、一様には解決できない多様な課題がありますということで調査、協議を重ねつつ空き住宅、危険家屋の抑制に重点を置いた施策を検討して参りますということでご答弁申し上げたのかなと思っております。新年度に向けて、今、担当課の方で色々情報収集したりとか、他町村の事例等含めて揉んで頂いている部分がございます。特に快適な住まいづくり補助金の解体控除をこれは企画商工観光課の方の所管でございますけれども、解体控除を環境的、環境美化、環境整備ということで環境対策に重点をおいて、シフトしていくような条例提案できないかなという風で今詰めているところでございます。果たして上限20万円で解体の背中を押されるのかという部分が大きくなっておりまして、他町村では50万ですとか80万ですとか、一様に金ではないかもしれませんが、そういった支援策を持っている例がございます。そして近年、ものによってはアスベストを含んだ住宅といった場合は解体費用が相当上がるというか影響してくる、高騰している。それと解体費用そのものも機械の燃料ですとか人件費含めて高騰しているということで、住宅解体の部分については、さらに背中を押してもらうような支援策を持って、きっちり環境整備に弾みが付くような形にならないかということで今揉んでいるところでございます。また、近年空き家だけではなくて事業所といいますか、事務所といいますか、そういった部分も含めて対象にする必要があるのかなと。そういった部分を詰めているところでございます。また現在の要件として解体業者、町内の解体業者に限るということで謳ってございますけれども、実際、業者の手が回らなかったりとか、規模によっては地元ではできないとそういったことで実際、町外の業者に発注している事例もございます。そういったものも対象にしていかなとなかなかこの課題は早急に解決できないのかな、そういった部分もございます。そうすると、これらの目的と言いますか、早期に達成するためには時限条例的なものを整備して、早めに美しい環境に持っていく方向がいいのかなという風に今考えているところでございます。解体費の高騰に伴う補助率、補助限度額も含めて様々な部分でこの解体の部分について、環境整備の部分で重点として取り組んで参りたいなという風に考えてございますので、ご理解よろしくお願ひしたいなと思っているところでございます。また近年の空き家バンクもございますけれども、空き家を移住者が利用するには、やはり今のままの住宅では、なかなか難しいのかなと思っています。質の高い住宅、相当古い住宅だと、なかなかそのトイレ回り、水回り、そういった部分も含めて若い世代含めて移住した方がその住宅に住まわれるかというとなかなか厳しい物があるのかな。そういった部

分も今後空き家対策の中で活かしていける空き家の部分の支援も必要なのかなという風に思っています。最近空き家バンク以外でも、それぞれの空き家が、特に農業関係では短期に必要としている部分があるので、通年なかなか使っていただけないという部分なので、逆にこの直近でいくとその逆に空き家の取り合いじゃないですけども、それぞれ相対で進んでいるという部分も増えているのかなという風に思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 解体費用50万、80万ですか。北海道には100万というところも何件ありました。それで私もそれは必要だなという認識ですが、町の方もそういうような認識で大変よかったなと思っていますけれども、美深町の快適住まいづくりの中に移住者加算、これは新築住宅が移住者加算20万、中古住宅取得は、これはもう20万。これは20万、20万というのも折角その移住者を迎えるのでしたら、この金額で解体と同じように少し考慮すべき金額ではないかなと私は思いますので、それもちっとお聞きしたいと思います。それと、過去にその状態の良い住宅の空き家を町が買い上げてリフォームして貸し出すということも提案申し上げた記憶はありますけれども、そういう方法もありますから、何とかその空き家を少なくする方策をお願いしたいと思いますが、その辺の考えもちっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 快適住まいづくりの部分で令和5年ですか。時限条例ということでは8年度まで私の任期までという条例になってございます。こちらの部分も当時20万円が中古住宅取得移住者のみという部分で、これは移住者でなくも町内の住宅困窮者がその住宅を購入した場合、それらの対象にもならないのかという質疑もあったかと思っています。それらを含めて今一度、ここの部分についても検討しなくてはならないかなと思っています。いずれにしても8年度の時限条例となっておりますので、今後の快適な住まいづくりと商工業振興条例の今後の評価等を見極めながら次の施策に向けて検討していく必要があるかなと思っています。この時期については、ちょっと名言できないところでございます。また中古住宅をなかなか町が取得して直して貸し出すと言った部分、町が直接となるとなかなかリスク的にも多いのかなと思っています。いずれにしても、町の支援を持って、状態の良い住宅もあることによって移住者を呼ぶ条件にもなるのかなという風に思いますし、空き家対策にも繋がっていくのかなと思っています。一般改修の工事につきましても現在補助額30万になっている部分もございます。こういった部分も移住定住に繋がるような形で進めていかなければならないですし、今、移住体験住宅の部分ももうちょっと質を高めていかないとならないのかなという風に思っています。近年でい

いますとエアコンの整備ですとか、Wi-Fi環境的な部分も含めて、テレワーク環境なども今、考えて進めて準備しているようなところでございます。ちょっと今の現状の空き家バンクの部分で町が取得して改修するといった部分には、今の段階では考えは持っていませんけれども別なやり方で、別なやり方というか何らかを通して、そこを確保して頂いてやれる方法がもうないのかなという部分を含めて引き続き空き家対策・環境面と両面で引き続き揉んで参りたいなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは保育園留学についてちょっとお聞きというか考えを聞きますけれども、本年の8月7日、ここにいる議員全員で厚沢部町を視察いたしました。その時の印象は、留学そのものより子どもたちの元気いっぱいの姿に私は感動を覚えた記憶があります。夏の真っ盛りでしたね。泥だらけになって裸のまま着替え、子ども本来のびのび逞しく育てる教育方針が見てとれました。外国人の子どもも入園し、外国人の職員も配置し、コミュニケーションを図っていました。これらは幼児期からの国際化にとっても意義のある教育環境に思いますが、自分自身の言葉足らずお詫びしますが、視察資料も関係する部署にお届けしておりますので、冒頭、町長答弁もありましたが資料を見て良いところ悪かったところ、これならできるですとか何かあればちょっと感想をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 資料は教育委員会の方に届いていたということで、ちょっと私、不在にしまして、じっくり拝見していないのですけれども、この間の色々な雑誌ですとかそういったもので見た部分でございますけれども、この厚沢部町の部分については、1つのまちづくりといいますか、地方創生といいますか、その中の核の事業になっているのかなと思っていますし、合わせてこのキッチハイクというのですか、株式会社。こちらの方がしっかりとして体制をつくって進めている事業なのかなと思ってございます。これと同様な形で簡単にできるものではないなという風に率直な感想をいただいておりますけれども、先ほどもお話いたしましたけれども、一時預かり保育、これを使って実施することは可能なのですけれども、それは今の教諭保育士の数にもよりますので、数人なら対応今でもできるのかなと思いますけれども、これが本格的な事業になると、そういう職員の確保等々もあるので先ほどの答弁のとおり、今の配置状況では現実的ではないのかなと思っています。そういった中で現在ご承知のとおり、移住体験住宅3件ございますので、ここを2週間なり住まわれて、一時預かり保育というようなお試しじゃないですけれども、そういったことは教育委員会なり幼児センター等々詰める中で対応可能なのかなという気

もしておりますけれども、そのお子さんの性格等にもよりますし、まず、何の打ち合わせもなくいきなり来られても子どもさんが拒否反応を起こしてしまっただけとか、そういうものの可能性もありますので、その辺のちょっと検討していかなくてはならないのかなという風に思っています。お試しのすとかそういう今その移住体験住宅の中で、保育園留学で体験してみませんかという頭出しはしていませんので、そういった部分も可能であれば、お試しのすなものが可能であれば協議の上対処することもできるのかなと少し思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 資料を熟読していないのは残念だったですけれども、今度ゆっくり見ていただきたいと思いますけれども、ここの始まりを聞いてみますと、移住体験住宅なのですが、やはり美深と同様で結構高齢者の利用が多いのと、冬期間の利用がないということで始めたそうです。この効果というか今現実にやっているのは、人口減少対策にとっても役に立っているとか、留学先の納税ということも、ふるさと納税で納まっているということです。それとこれは資料を見ていないからちょっとわからないですけれども、オンラインによるキッズドクター、子ども小さい子どもですから病気や何か園に通っている時に相談する医者が厚沢部には医者がいまないので、遠隔装置で近郊の大きい病院とオンラインによる診断が可能になって、薬等も翌日町内の薬局から購入できるようなシステムだそうです。それと保護者が子どもを迎えに行く時に夕食用の総菜が予約制ですけれども、週2回の予約制ですけれども用意して自宅に持って帰ると、こういうなかなか見習いたいような素晴らしいことをやっておられました。また、こういうような取り組みは北海道でも月形、湧別、浦河、清水、上士幌町などでやっておりますので、是非これは本当に素晴らしい事業だなと思いますけれども、そこそこの自治体の事情もわかります。教員の問題やら色々住まいの問題やらクリアしないと駄目なところはわかっているつもりですけれども、是非こういう先進地を見ていただいて、少しでも取り入れて人口減対策、空き家対策に寄与するようにお願いしたいと思いますがそれをお聞きして最後にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい、小口議員から厚沢部町の保育園留学の資料を頂いてございます。これらを参考にさせていただきながら、様々な部分での人口減対策や空き家対策等が考えられるのかなと思っております。答弁申し上げましたとおり、空き家対策は一朝一夕には解決できない課題ですけれども、美深町においては今、大きな課題なのかなという風に受け取ってございますので、ご質疑、ご質問またはご意見を参考にさせていただき引き続き人口減対策、空き家対策に前向きに努めて参りたいと思いますので、引き続き情

報提供、ご支援よろしく願いいたします。

○7番（小口英治君） 一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で7番小口君の一般質問を終わります。只今から暫時休憩します。再開は概ね午後1時。13時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

次、4番 名取君。

○4番（名取明美君） 9月は認知症月間です。また9月21日は認知症の日です。これから一般質問に入ります。項目 社会福祉。件名 未来の認知症対策について。質問の要旨 美深町では令和2年に美深町認知症と介護のガイドブックを作成し、認知症についての知識、理解を深めるためのガイドブックとして活用されています。美深町の認知症対策の構築から5年が経過し、現在の進捗状況と未来の方向性を次の項目にて町長に伺います。1、ゆっくり過ごせる場所として認知症の方々の立ち寄り所（ふれあいと憩いなど）を創設する考えはないか伺います。2、散歩時の安全・安心確保のための熊対策グッズ（熊鈴・熊笛・熊よけホーン等）を配布する考えはないか伺います。3、オレンジかふえの開催を月1回から2回に増やし、活性化を図る考えはないか伺います。4、令和6年、警視庁の報告に認知症行方不明者18,121人で前年より918人減少はしましたが、依然として高い水準です。発見時に死亡が確認された方491人でGPSを所持して発見された行方不明者は111人で、全員生存されていました。認知症の行方不明対策として、見守りGPSなどを活用する考えはないか伺います。町長の所見をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 名取議員から未来の認知症対策についてのご質問をいただきました。関連性がありますので、1点目のふれあいと憩いなどを創設する考えはないかと3点目、オレンジかふえを増やす考えはないかという部分について、はじめにお答え申し上げます。まず1点目の認知症の方の立ち寄り場所の提供でございますが、認知症の方に限らず、区別せず、地域の高齢者の皆様が触れ合える場所として社会福祉協議会や自治会が介護予防を目的としたサロン運営を行っております。新たに常設の場所をつくることについては、これまで社会福祉協議会との間で話題にはなっておりましたが、現実には人員や場

所の確保、運営費用などを考えますと難しいとの考えをしております。認知症の方を含めた地域の高齢者のふれあいの場所の在り方については、現状の介護予防を目的としたサロンを継続するのか、新たにどのようにふれあいの場所があれば良いのか、今後も町民のニーズの把握に努め協議して参りたいと考えてございます。次に、オレンジかふえの開催を増やすことについてでございますが、認知症の方や家族、町民が集まって交流する場所として開催しております。以前は認知症の方の参加がない状況が続いておりましたが、昨年度から認知症の方が参加しやすいように、当日、サポーターの方にお誘いしてもらって一緒にきてもらったり、職員が送迎するなど参加しやすい環境を工夫して、徐々に認知症の方々の参加が増えてきております。認知症サポーターの方々の協力もあって、かふえの活性化が図られてきているところでございます。かふえの運営については参加者の方の意見を取り入れながら開催しております。開催回数については月1回ぐらいが1番参加しやすいとの声をいただいております。現状の回数で実施しているところでございます。今後も参加者さんと話し合いながら認知症の方の居場所づくりや社会参加の場、そして町民の方が認知症への理解を深める場として継続して開催して参りたいと考えております。2点目のご質問の熊対策グッズの配布についてでございますが、熊対策は認知症の方だけではなく全ての人々に関わることでありますので、認知症の方に限って熊対策グッズを配布する考えはございません。今後も引き続き住民の皆様に向けてヒグマの出没情報の発信や注意喚起を行って、熊だけではなく野生動物の被害に遭わないように努めて参ることが大切なという風に思っておりますので、なるべく山と言いますか熊の出没しやすいところには行かないように心がけていただく方が大切なと思っております。4点目の認知症の方に対する行方不明対策におけるGPSの活用についてでございますが、行方不明時の捜索には効果があることは理解致しました。そのようなこともあって、介護保険サービスの徘徊感知機器に併せて、定額でGPSタグがレンタルできるようになっておりますし、購入しやすい金額のものもあると伺っております。ただGPSタグの効果を発揮するためには、外出時にGPSを所持しなければならないという点が課題としてあり、全ての方に効果があるとは言い難いものですので、ご本人やご家族の状況に応じたご利用をお勧めしている状況でございます。現在、徘徊や行方不明を早期に発見、保護する仕組みとして、美深町SOSネットワークを組織しており、認知症の方の捜索に必要な情報を予め登録し、捜索の際には持っている状況を提供いたします。SOSネットワークへの登録制度を引き続き町民に周知して、必要に応じてGPSタグを併せて活用するなど認知症の方やその家族の方が安心して生活できるように努めて参ります。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4 番（名取明美君） 今、町長からのご回答ありがとうございます。美深町認知症と介護のガイドブック、介護保険サービス以外の美深町独自のサービスがあります。22 ページに掲載されております。このサービスは介護保険ではなく、行政サービスです。その他に町長も今色々言っておられましたが、認知症の方やその家族だけではなく認知症に関心がある方、専門家などが自由に参加して、お互いの理解や情報共有の機会として役立ててもらい集いの場としてオレンジかふえが月1回開催されております。さらには、高齢者の見守り事業として事業所と契約もしております。また行方不明になった時に備えての高齢者をいち早く発見するためにSOSネットワークも構築し、利用者は高齢者本人に関する情報を地域包括支援センターへ事前に登録することが必要です。現在、高齢者にとって安心して暮らせるための福祉サービスの充実が進められております。2025 年高齢者の5 人に1 人が認知症となっていますが、認知症とMCI軽度認知症障害が、2040 年には高齢者の3.3 人に1 人を占めると言われております。今後、認知症対策として認知症であっても安心して自分らしく暮らせる社会、それは認知症でない人にとっても生きやすい社会といえます。まず1 番目の質問に入ります。具体的には高齢者の中には散歩は良くするが、立ち寄る場所がない、休憩場所としての交流の場所として立ち寄る場所がほしいと言われました。今、町長は人員あるいは場所、それはちょっと難しいという回答でしたが、長谷川式認知症スケールを作成した長谷川先生が認知症となり、認知症の人の気持ちがわかった。認知症になっても行きたいところもあり、したいこともあり、歩いて行ける場所、立ち寄り所、行きつけの喫茶店などが必要とおっしゃっていました。町長は安全・安心なまちづくり、継続して生活できるまちづくりを目指されてきました。具体的にはオレンジ立ち寄り所として今ある施設を活用して、例えばですが旭町ふれあいステーション、ほっとプラザ・スマイル、美深駅、COM100 などにオレンジシールまたはオレンジポスターを貼って、立ち寄り所を明確化してはいかがでしょうか。町長に伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 認知症に限らず高齢者の方々が結構、私も街中で散歩をしている姿等拝見いたします。足腰から弱くなっていく部分もあるかなという風に思うのですけれども、その方々が立ち寄る場所がないという風な部分で、今、具体的に旭町ふれあいステーション、ほっとプラザ・スマイル、JR美深駅ターミナル、COM100 等々についてご提案ございました。ちょっと私も詳しく承知していませんのですけれども、いずれの場所もシールだとかポスターは貼っていないのですけれども、立ち寄っていただいても開館時間内であれば問題ないのかなと思っておりますけれども、より一層立ち寄りやすくするためにそういったことを勧めてはというご提案だと思っておりますので、この部分については施

設管理部門と担当課の部分と今後、調整させていただくことになろうかなという風に思っているところでございます。やはり現状の部分の有効活用していった方がよろしいのかなと思います。あと先ほど、かふえというようなご発言もありましたけれども、まだちょっとはっきりは決まってございませんけれども、今は特別養護老人ホームデイサービスセンターの移転改築の関係で新たにその中でB型支援施設でのランドリーですとか、あと地域の避難所としての役割、また地域の方も寄っていただくようなかふえというような構想も今多分説明会で聞かれたと思うのですけれども、そういった部分も構想の中にあることから、今後将来的にそういった部分も立ち寄れるような形になれば有難いなと私は思っている所でございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、まだわからないけれどもということで特養の方に喫茶店もできるということで、そこも利用していただきたいという町長のお話がありました。この立ち寄り所なのですが、本当に明確化しまして、そして検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。続きまして2番目の質問に入ります。2番目の質問のところで町長の答弁だったのですが、高齢者にその熊対策グッズを配る気がないとはっきりとそういう風に言われておりましたが、ちょっと私の話も聞いていただきたいと思います。散歩時の安全・安心確保についてです。ニュースで今騒がれています熊問題です。私も日常的に散歩を心がけてはいますが、あまりにも熊の目撃と農作物被害、さらに恐れを感じた高齢者は散歩を控えているようです。安全・安心の確保として散歩を楽しんでいる高齢者ばかりではないですが、町民に熊対策グッズを必要としている人に配布する考え、そして町民の命を守るというそういう配慮をしてはいかがかなと思います。町長は様々な熊対策を考えているとは思いますが、町民のあるいは高齢者のそういうグッズを必要としている人に配布、あるいは情報提供でもいいですね。配布が駄目であれば情報提供、例えばですが熊グッズが良く分からない人には熊笛とか熊鈴が例えばニコットに売っているよとか、そういうような情報提供などの配慮も行政の方でしていただければ有難いなと思うのですが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野孝治君。

○町長（草野孝治君） 先ほどご答弁申し上げたとおりグッズを無償で配布するというような考えはございませんし、既に購入されて持っている方もいるかと思いますが、そこまで高価なものでもないのかなと思います。ターミナルの売店で鈴だとかスプレーとか売っていたような気もしますし、私も松山登山の時とかは熊鈴とか自分で持って登山している部分もございますので、その辺も今後、その取り扱っているお店等も担当では把握してい

るかもしれませんが、私が知らないだけかもしれませんが、そういった部分も含めてそこまで散歩をするのも控えるぐらい熊について敏感になっていると私は思っています。でしたけれども、常日頃から出没情報を提供しながら安全・安心なまちづくりを引き続き推進して参りたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） 町長のおっしゃることは十分わかりました。それでは次に3番目の質問に入ります。オレンジかふえが現在月1回開催されております。先ほどの町長の答弁では1回がいいのではないかという答弁ではありましたが、オレンジかふえを楽しみにしている町民がおります。様々な催しものがあり、参加者は認知症の理解や情報共有に留まらず、楽しい時間を過ごし、自らの将来の認知症不安を減らし、認知症にならないようにどうしたらいいのか、オレンジかふえは参加者にとって大変重要なことと思います。認知症は様々な研究等により変わりつつあります。生活習慣の改善として認知症を遠ざける食事、運動、睡眠などの生活習慣です。認知症予防は自らの意識で大きく改善されます。様々な認知症予防の働きかけとして、オレンジかふえは重要な時間です。参加者の中には月1回の開催に用事があったり忘れてしまうこともあるので、参加できる機会を増やしてほしい。また1回より2回あると安心感と高揚感が持てますとの参加者の話を聞きます。オレンジかふえの開催を1回から2回に増やし、活性化を図り、参加者の要望に応えていきたいと思いますが町長に伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 用事があったり忘れていて行けなかった方からの増やしてほしいとのことでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、本当に認知症サポーターの方々ご協力があって、本当にボランティアのご協力があって、このかふえが長続きし、さらに活性化が図られてきたのかなという風に考えてございます。この間も参加者の方々の意見を取り入れながら開催しておりまして、回数については今の月1回程度が参加しやすいという声があって、現状の回数でご理解いただきたいということで答弁したところでございます。これが皆さん高齢者の方々も、サポーターの方々も、さらにやはり1回では少ないよね。月に2回ぐらいにならないのかというような声がさらに高まってくればそういったことも考えていかなくはないのかなと思ってございますけれども、今現状では月1回が1番お互いベストだというようなことで1回で開催しているとのことですので、今後とも参加者、そしてサポーターの方々のご意見を引き続き伺いながら回数等については検討して参りたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 4 番 名取君。

○４番（名取明美君） 検討をとまでは今の答弁ではいかないのかなと思いましたが、町長の言っていることもわかりますので、次の４番目の質問の方に参りたいと思います。それでは４番目の質問に参ります。見守りＧＰＳの活用についてです。先ほど町長は介護保険サービスで、これがこのＧＰＳを少ない値段で借りられるというお話をいただきました。この見守りＧＰＳは安全に外出できる環境を整えるものです。実際にＧＰＳを活用しつつ、地域全体で見守り体制を構築することで、認知症の人の自由と安全を両立させる試みが進んでいます。このＧＰＳの質問は令和４年１２月議会において前山口町長に質問をいたしました。その時に検討するとの回答でした。あれから３年が経ち、私も保健福祉課の方に確認しましたところ、介護保険サービスで１,１００円程度でＧＰＳ搭載の見守りサービスを受けることができるとお伺いしました。これはあくまでも介護保険サービスです。認定を受けていないＭＣＩ軽度認知障害の人は受けることができません。従って、行政サービスで補う必要があります。２０４０年に認知症とＭＣＩ軽度認知症障害の人は６５歳以上の高齢者の３.３人に１人を占めると言われております。介護保険サービス以外での美深町独自のサービスの充実を図っていただきたいと思います。行政サービスによるＧＰＳの提供と広報していただいてそして活用していただきたいと思います。ＧＰＳの美深町独自の活用について草野町長にお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 大変勉強不足で申し訳ございません。先ほど認知症の方は高齢者の中で５人に１人と言っていましたけっけ。

○４番（名取明美君） そうです。２０２５年は５人に１人です。今、２０２５年ですね。

○町長（草野孝治君） 更にＭＣＩ軽度の認知症というのですかね。勉強不足で、そのＭＣＩについてちょっと精通しておりませんので、その方にも１,１００円程度のＧＰＳを町独自で支援できないですかというようなご質問なのですよね。いきなりちょっと今、その介護保険のレンタルの説明をしたばかりでそれ以上、それ以下というか、それ以上のことを相談もしていませんし、考えてございません。逆にまたそのＧＰＳについても人権といますか、プライバシーといますか、ご家族の相談もあるし、本人も余計な物をつけるなというようなことも出てくることも可能性あるのかなと今感じておりましたけれども、現段階ですぐ新年度から介護保険以外の部分では支援しますよというようなことを即答できませんので、そういったＭＣＩの方にもＧＰＳについてどこか先進地でやられているところあるのですか。単独で。その辺についてちょっと色々ご指導いただきながら進めて参りたいと思いますので、ちょっと勉強というか参考にさせていただければなと思います。

○議長（南 和博君） 4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） 本当にこのGPS検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。現在道内の各市町村でも行政サービスとしてGPSの活用が広がっております。高齢化が進む美深町にあっても行方不明者対策としてのGPSは非常に有効です。GPSは靴につけるもの、胸に下げるものなど様々です。是非参考にさせていただきたいと思います。草野町長は就任3年目を迎え美深町を明るく安全・安心なまちづくり。継続して暮らし続けられるまちづくりを目指されてきました。町長は美深町を盛り上げようと様々な場所、場面で話されておりその方向性は明確化された年となりました。随所に草野カラーが感じられ、まちのためになるならやりましょう。何とかまちを盛り上げましょうという気持ちを感じられます。認知症の方々の安全・安心に留まらず美深町民の安全・安心なまちづくりとなり継続して暮らし続けられるまちづくりの中でこれからも今のお気持ちを大切に進めていっていただきたいと思います。これが最後の質問になります。町長、未来の認知症対策としての考え方をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい、ほんとに日頃から名取議員さんには認知症対策等含めて色々ご指導ご支援いただいているのかなという風に敬意を表したいと思います。明るく安全・安心なまちづくりというか、それは例え介護が必要となったとしても、できる限りこのまちで暮らしていけるようなまちづくりを進めていきたいという考えでございますし、やはり優しいまちづくり、これは周りの人にも、そして自分にも、自然にもそういった優しいまちづくりを進めていきたいなという風に考えているところでございます。そういった中で、将来の部分の考えということでございますけれども、やはりこの間、ご質問あったとおり、先ほど食事のこと、運動のこと、睡眠のこと、そういったことを基本に健康、心身ともに健康で暮らしていけるように認知症予防対策、これが一番大切な部分なのかなという風に思っています。例え軽度の認知症になったとしても悪くならないというか、そういったことに前向きに、それは町民共々、行政ばかりではなくて、町民共々、またサポーターの方々にもさらにサポーターを増やしていくなど、まちぐるみで認知症予防、そういった取り組みがさらに続いていくことを願っているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） もう終わりなのですが、草野町長が元気であれば美深町も元気になります。私は、草野町長に期待しております。町民も草野町長に期待しております。以上で一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、4 番 名取君の一般質問を終わります。

次、1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） それでは一般質問に入ります。項目 商工・観光。件名 地方課題解決サテライトオフィスの誘致について。現在多くの企業がサテライトオフィスを地方に開設する流れが強まっており、2021年度末の開設状況は日本全国で1,348カ所、道内においては110カ所開設されている。自治体がサテライトオフィスを誘致することのメリットは移住者の増加、地域雇用機会の拡大、交流人口の増加、空き家や空き店舗の活用などがあり、今後の美深町を考えていく上で力を入れていく意味のある事業と考えるので、以下について質問する。1、令和3年度の産業教育常任委員会の所管事務調査報告において「空き店舗、空き家の活用による将来的な企業誘致に繋がるサテライトオフィスの可能性については、現状把握として空き家や空き店舗の状況把握調査を実施し、登録等へ繋がる施策を実施すべきである」と言及されているが、4年を経た現在の立場や進捗状況は。2、本町はサテライトオフィス開設に伴うフォロー体制などが確立されていないと思うので、地方創生の先進地に倣い、サテライトオフィス誘致を目的とした地域おこし協力隊を募集することや、Wi-Fi環境を整え、開設者への補助金の導入などを実施する方向に舵を切れないか伺う。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員から地方課題解決サテライトオフィスの誘致についてご質問いただきましたので、ご答弁申し上げます。1つ目の4年を経た現在の立場や進捗状況でございますが、立場という部分はなかなか難しいのですが、毎年度、空き家の空き住宅等の状況把握調査を実施してございまして、調査した空き家の状態について評価して、6段階でランクをつけるなど実体の把握に努めているところでございます。企業からの問い合わせや相談など、物件の情報提供ができるようにしてございます。また、観光協会が事務局として運営する道北着地型観光プロモーション推進協議会において、令和3年度と4年度に企業や個人事業主を対象に、空き家を活用したワーケーションモニターツアーを実施し、令和5年度からは空き家をリノベーションし、ワーケーションハウスというのですかね。ワーケーションの拠点、通称ベシスハウスとして現在も貸し出しを行い、利用促進に取り組んでいる状況がございまして。次に、サテライトオフィス開設に伴うフォロー体制などの確立についてご答弁申し上げます。先ほど答弁致しましたワーケーションハウスについては美深町観光協会が管理、運営を行っております。観光協会からの報告では、利用者の多くはワーケーションとしての利用であり、企業や個人事業主からのサテライトオフィスとしての利用や問い合わせはほとんどないと伺っております。このため、現段階

ではサテライトオフィス誘致を目的とした地域おこし協力隊の募集ですとか、開設者への町単独での新規の補助金制度の導入は予定してございません。今後、企業などからサテライトオフィスの設置希望があった場合は補助の要件を満たす必要がございますが、快適な住まいづくりと商工業振興事業、店舗近代化事業などの既存の補助制度等を紹介して対応して参りたいという風に考えているところでございます。あとちょっとこれは1つの例でございますけれども、ご承知かと思えますけれども、美深町仁宇布にはスバルの研究実験センターの美深試験場がございます。ここはまさにスバルの栃木県佐野市にございますスバル研究実験センターのサテライトオフィスと言っても良いような環境で、実験スタッフがそこで作業しているということも1つこういう事例もあるということでご理解頂ければと思います。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 観光協会が主体となってワーケーションハウスを運用されて、企業や個人からの連絡は、ほぼほぼ来ていないという風におっしゃっていましたがけれども、令和2年度において、北海道の有名どころでいくと、上士幌町であったりとか更別村で8カ所の企業からのサテライトオフィス誘致というのを実現されておりますので、体制が整えられていないというのは適切ではなかったのかもしれませんが、現状そういう風に企業や個人がそのワーケーションハウスを利用するというような流れになっていない現状について、何か美深町の補助金体制であったりとか、そういったものに脆弱なところがあってもおかしくないかなという風に話を聞いていて思ったのですけれども、そこら辺、誘致に至っていない、サテライトオフィス企業からの誘致に至っていない現状について、何か美深町でもできることがあるかなという風に思うので、今現時点での状況でいいというような話ではないかなと思ったのですけれどもそこら辺どうですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 具体的なご相談があればどういう考えなのか、どういう規模なのか、その先ほど言いましたけれども、うちの補助条件に合うような形に、ご相談案件によってはもっとこちらと協議しながら持っていけるのであれば、そういう補助対象にできるのかなと思いますし、この既存の補助事業、さらに違うんだという、実はこういう部分に支援があればサテライトオフィスとして動きやすいんだとか、整備しやすいんだというそういう具体的なものがあれば、こういった条例で対応できるかできないかも相談できるのかなという気も致しますけれども、具体的な部分がちょっと私も見えないのですけれども担当の方でももしかしたらわかっているのかもしれないのですけれども、その辺も含めて町ばかりの補助ではなくて国等の補助も場合によっては可能なものもあるのかもしれない。

そういった部分でどちらが先なのか、こちらが積極的に探って募集していくのが良いか、環境を整備してご相談に対してこういった支援がありますよというような形で対応していったら良いのかという話の意見は分かれるかもしれませんが、現状としては今のベシスハウス等でワーキングスペース的な部分でも利活用できるようになっていますし、さらに企業ちょっと個人企業も大企業もあると思うのですけれども、こういったサテライトオフィスが考えられるのかなとちょっとピンとこない部分もあるので、その辺ちょっと今協議しても話がなかなか見えない部分もあるので、また別途ご意見聞かせてくれた方が有難いかなという風に思っています。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 今の質問に軽く答えておくと、相手企業のお話を主にされてしまったかね。そのようにテレワークの話だったりとか、正直いって何か物件があって、そこをサテライトオフィスに、IT系のことに関してはサテライトオフィスにするのはどうしようもないことなのかなと思ったりします。やはりテレワーク自体そうですが、どんな場所であってもパソコン1つあって有線LANケーブルでもあればそこから仕事ができるというような流れで今、現時点でそういった企業からの話が来ていないというのはもちろん今、既存の補助制度などを利用して、このサテライトオフィスの誘致の話があれば対応できるという話をされておりましたけれども、全面的にサテライトオフィスの補助金というようなそのような名前で銘打って、そこら辺を整備されてそれをPRされているわけではないので、当然、来ないのは自然かなと思います。なので、少し受け身過ぎているのかなと思います。サテライトオフィスの話があってからそこら辺で事後的に対応するというような話ではなく、もう制度上確立されておいて、それを事前に発信されていれば企業側も対応しやすいのかなとは思ったりもします。そこら辺の体制というのは整えておくに越したことはないと思うのですけれども、それをやらない理由があればお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） なんでもそうだと思うのですけれども、この事業に限らず、他の事業も体制をまず先に整備しておけばいいというご意見かなと思いますけれども、様々な他の事業もございますし、協力隊にあってもこれ以外にも大勢が必要ではないかというご意見もあるのも事実でございますので、受け身に転じているという風に捉えられているかもしれませんが、先ほども答弁申し上げましたけれども、ベシスハウスの中で積極的にそういう美深に来て在宅というかテレワークで業務ができるというような、これは美深だけではなくてどこのまちでもそういう風に整備されているし、特にうちのまちは光ネットが全世帯に繋がっているという部分は強みかなと思ってございますが、やはりど

ちらが先かというような話になるかもしれませんが、もう少しちょっと勉強しながらそういった部分がテレワーク、サテライトオフィスのものに案件に対して対応できる体制も今の窓口の中であっても対応できる体制づくりを考えていく必要があるかなと思っていますけれども新しい補助メニューなり新しい人材を配置して積極的に進めていくのかどうかというところまで至っていないというのが現実だと思いますし、今後についてもちょっとこれは簡単にというか、なかなか難しい部分があるのかなと思います。私も上川町の施設、これは地域おこし協力隊の方が中心となって移住にかかる相談の窓口であったり、町民のそのフリースペース、さらにそこにワーキングスペースを持ってきてちょっとしたお仕事、こちらに立ち寄ってネットを活用してお仕事ができるというそういった交流とコワーキングスペースという施設をちょっと見て来た部分もございますけれども、サテライトオフィスというかその共同ということもあるだろうし、1社単独のその空き家等を活用したオフィスということも考えられるのかなと思いますけれども、今の段階ではまだそこまで至っていない。今のできる範囲の中で対応していくしかないのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 勉強しながらそこら辺は議論重ねて、地道に浸透させていくみたいなそういうような答弁かなと理解したのですけれども、このサテライトオフィスの件に関していったら令和3年度に所管事務調査において指摘されているので4年も経った今も少しそういう風に勉強していかなければいけないのかなとそういうような段階ではないのかなともう少しどころかもっと二手先に進んでいなければおかしいような話なのかなと思ってしまいました。そして難しいところとおっしゃいましたけれども、この所管事務調査報告においては、確か移住体験住宅もそこら辺のサテライトオフィス誘致に繋がられるのではないのかなみたいなそういうような旨の内容が書かれていたと記憶しておりますけれども、そのサテライトオフィス、先ほど申し上げたとおりパソコンそして有線LANケーブル、無線LANかな。そのぐらいを有しておけば十分オフィスとして、ちょっと言葉足らずのところありますけれども、概ねそういう風な理解で良いと思うのですけれども、サテライトオフィス、IT系の企業であれば誘致するのは、誘致する体制を整えるのは造作もないことだと思いますので、即座にそういった希望があった時にフォロー体制をしっかりと確立させておいて常々発信させておくのが重要なかなと思いますけれども、少しやるのが遅いかなと正直思っていますがそこら辺どうでしょうかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和3年度の所管調査の部分は町ではなくて議会独自で調査した

ものだと思いますので、それはそれで町独自で観光協会と連携してここまで至ったということで、これは捉え方の違いですが私は相当進んだのかなと。逆に言うと。そういう空き家を改修してLANケーブル、そして宿泊もできるようなベシスハウスを整備したということでそういった実際企業に勤めている方や個人の方々が来て道内外からご利用にあっているということでこの3年から比べると進歩したのかなというような感覚で捉えてございますので、その辺ちょっと考え方に差があるのかなという気はしております。いずれにしてもそういう今現在ではそういうご相談があれば何とか対応できるように真剣に調整させていただくというような答弁しかできないのかなという風に思っております。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 進んだか進んでいないか、僕は進んでいないと思っているのですが、その指摘させていただいた時点でそのワーケーションハウスは実現しているか、その直前ぐらいの話だったと思うので、その指摘している時点からいけば何か進んでいたかといえばそこまで進んでいないのかなと考えるのが妥当かなと思ったりもします。色々難しい部分があるとおっしゃいましたけれども、難しい部分というのはもう少しわかりやすくお伺いしたいのですけれども、サテライトオフィスとして誘致できるような環境を整えることに関して、ごめんなさいねこれIT企業を視野に入れているのですけど、そこら辺に関していったら難しいところってあまりないのかなと思うのですけれどもそこら辺どうですかね。先ほどの僕も少なからずエンジニア系の職種についている方に話を伺ったこともありますけれども、やはりどのような状況下にあったとしても美深町たとえば移住体験住宅に即座に体験で移住してそこで今の仕事を行うことができるかと言われれば有線LANケーブル、机とかそういう話は大前提として有線LANケーブル、パソコン、マウスがあれば問題なくできるよというようなことも言っておられましたし、今のご時世ならっていると生成AIにそういうような類のことを聞いても自社の社員だけが使うようなサテライトオフィスであればどのような物件であっても容易に最低限の改装だけ行ってサテライトオフィスにできるというような回答も受けるので人間と生成AIの二つの1意見ではありませんけれども、そういったことを投げかけてそこまで難しいところは僕個人としてはないという理解なのですよね。の割には進んでいないというワーケーションハウスに投げ掛けて、他の美深町内にも色々な物件ありますから、そこら辺は最低限改装した上でサテライトオフィスとして誘致する体制を整えておく。さらにはその条例だったりとか補助金制度というのを確立させておく、これはもうやらない理由がないのかなと思うのですよね。その難しい理由というのをもう少し?み砕いてお伺いできればと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君）　ちょっと難しいという部分も含めてでございますけれども、先ほど答弁したとおり、現状の今の持っている条例で、そういった支援は対応できるのではないだろうかという考えがございます。その辺をそういう希望するITなのか、そういう企業さんなりその希望者の調整を図っていければ空き家を紹介するなり改修するなりで網羅できるのかなと思っていますし、ベシス住宅はもうLANケーブル引かれていますので可能ですし、移住体験住宅でちょっとお試したいという場合はLANケーブルさえ光が入っていますので、すぐ可能だと思うのですよね。その辺の対応が不足しているというのであればその辺も対応していく必要があるかなという風に思っております。ちょっと私はその相手方、対象が見えないのでちょっと難しいという今先ほど具体的にITだったらその机と端末とPCさえあればできるということですよね。そうなのでその部分があればそこまで難しくないのかなという感じもしております。その辺含めてできる限りそういう案件については既存の制度と上手く活用して対応していければなと思っております。

○議長（南　和博君）　1番　木下君。

○1番（木下広悠君）　現状、美深町でいったらこのワーケーションハウス以外はサテライトオフィスにするとして、今、誘致するというようなこの体制が整えられていないという理解でよろしいですかね。いくつかあった方が良く思うのですけれども、今移住体験住宅のお話されていましたが、そこに関していったらサテライトオフィスとして誘致できるというような文言だったりとか、それを公に謳っているわけではないです。多分どこかサテライトオフィスとして町内色々魅力的な景観を描いている物件がございますから、そこら辺サテライトオフィスとして誘致できるというように明確に謳っておいた方がいいのかなという、さらにそれを発信するというような流れ、これワンセットで行った方がいいのかなと思いますが、現状はワーケーションハウスだけに委ねている状況ですかね。

○議長（南　和博君）　草野町長。

○町長（草野孝治君）　議員がおっしゃるのはそうではなくて、町でサテライトオフィスにすぐ来てできるような施設を整備して持っていて対応できるようにした方が良くというご質問なのか、それとも空き家等をストックしてそういう案件が来た場合はすぐサテライトオフィスに改修なりなんなりしてできる体制を作っておいた方がいいといっているのか、その辺もちょっと私少し理解戸惑っている部分があるのですけれども、町があらかじめサテライトオフィスを整備して誘致するというような考えを今してありませんけれども、こういうお試しじゃないのですけれども、お試しでこのベシス住宅等を使って、これならこういう環境でもできるから美深町でどこか空き家がないかと。そしてサテライトオフィス

を設けたのだけれども何か支援ないかと。それに対して今の条例の中であればうまく調整して採用できるのではないかという中での答弁でございます。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） そうですね、移住体験住宅が、サテライトオフィスとして誘致できるような環境が整えられているというような認識なのですね。そこまで至っていないかもしれませんが、それができるような状況下にあるのだったらそこをサテライトオフィスとして誘致できますよということを事前に謳っておかないとなかなか企業側も対応しづらいところがあるのかなと思いますよね。なのでサテライトオフィス、先ほど物件1つサテライトオフィスにする、仕立て上げるのには造作もないことだと言いましたが、そこら辺は町長自身もある程度納得していただいたと思うので、そういう風な状況を理解した上で町のサテライトオフィスとして現状すぐに誘致できるような状況にある物件をサテライトオフィスを誘致できますと、公言しておくのが大事ではないかというようなお話です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと私も今実際移住体験住宅を少し心配しているのはエアコン整備が整っていないという部分もございますし、光ファイバー通っていますけれども果たしてその端末、自分がノートパソコンを持ってきてスッと作業ができるのかなというところに整っていない部分もあるのかなと思っていますので、そういった部分を考えていく必要があるのかなという風に思っております。いずれにしても離れていても美深の中で仕事ができるというようなことで1つの企業誘致的なものに繋がっていく部分もあるのかなという風に思っておりますので、空き家物件等も含めてちょっと勉強させていただければなと思っています。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） その移住体験住宅を今は完全に即座に対応できるような状況下がないのであれば、少し改修してサテライトオフィスとして即座に誘致できるというようなことをその状況を作っておいてさらには公言しておく。さらにワーケーションハウスでこの企業から個人からほとんど連絡がない状況なのであれば、そこは尚更PR不足かなと思うので、町の力を使ってそこら辺はサテライトオフィスとして使えるということを大々的に公表しておけばいいのかなと思います。やはりこの何か企業を誘致する時に少し不安、この話散々申し上げておりますけれども、何か美深町内の事業者の陳列している商品と誘致する企業の商品がダブった場合にやはり少なからず需要の獲得争いにはなりますよね。IT企業であれば正直美深町内で何かサービスとして被るところはないので、このIT企業

誘致に関していったらサテライトオフィスは増えれば増えるだけいいのかなと思います。そのままそのサテライトオフィスの従業員の需要が上乘せされて消費が加速しますので、メリットがかなり大きいと思うので、このサテライトオフィス誘致に関して言ったら先ほど上士幌町、サロベツ町、令和２年度の段階で８カ所、札幌に関していえば５０以上になるのかな。なので、サテライトオフィスを誘致されている自治体、手を変え品を変え、誘致されている自治体多いので、このIT企業系のサテライトオフィスに関していったら誘致をすることのデメリットというのが、ほぼほぼないと思うのでもう少し積極的になって動かないといけないなという風に思います。最後に申し上げておきます。何か答弁があれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員からのご質問を改めてご理解させていただきましたけれども、何か今のご質問していると、何か具体的に紹介事例か何かがあって質問されているようにも感じているのですけれども、もしそういうお付き合いの中でそういう申請のお話があるのでしたら、具体的にご相談していただければ、現在の制度の中で色々対応していくことも相談乗っていきたいなと思ってございますのでよろしくお願いしたいなと思います。

○議長（南 和博君） １番 木下君。

○１番（木下広悠君） サテライトオフィスってIT系の企業に関していったら、今僕が申し上げたとおりIT系であれば需要の獲得争いに全く参加しない状況になりますよね。なので、需要が上乘せされて良いこと尽くめだと思うのですけれど、町がサテライトオフィス、IT系のサテライトオフィスというのを積極的に融資することってメリットしかないと思うのですけれども、なので町長のそのあやふやな答弁といったら申し訳ないですけれども、もう少し色よい返事が欲しくて、メリットがないデメリットがあるのであればそういう風な答弁になるのはわかりますけれども、メリットしかないということを申し上げて多分町長自身もそれ納得されているような顔つきをしているので、もう少し色の良い返事が聞きたいのですよね。最後にここね、問答を繰り返しても仕方ないので、最後にメリットが大きいこのサテライトオフィス誘致ということに関してもっと積極的になってもらいたいなと思います。最後に答弁よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） わかりました。わかりましたというか、本当にベシスとはまた別に移住体験住宅であれば先ほどの保育園留学ではございませんけれども、１日、２日ではなくて２週間だとか１カ月単位で来て、実際そこで思考というか実施をやってこれは美

深に來れるという部分が多分見えてくると思うのですよね。そういった段階で備えてもう少し積極的にそういう空き家なり、空き事務所を広報あらかじめ準備するなり、またそういう支援制度もそういった場合はこういったものを適用して支援できますよというようなことが対応できるように前向きに進めていきなさいというようなご質問かなと理解させていただいて、引き続き何か良い知恵があれば合わせてご指導いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） はい。では積極的にPR、おいおいサテライトオフィスIT系の誘致、前向きに取り組んで頂ければなと思います。次の質問に移ります。項目 商工観光。件名 仁宇布地区から市街地への観光客誘導策について。毎年仁宇布の観光資源であるトロッコ王国及び松山湿原を目的に町外から観光客及び入山者が数多く足を運んでいるが、そこから美深市街地へと誘導されて消費活動を行うことは少なく、そのまま町を出ることが多いという見方がある。行政でも上記の内容を把握しており、実態調査を目的として職員をトロッコ王国に派遣していると聞いているので、お互いに問題意識を持ち合わせていると認識した上で伺う。1、実態調査の結果から見えてきた状況と今後の課題と対応は。2、市街地への観光客を誘導するためにトロッコ王国入国者が大幅に集中するゴールデンウィーク、お盆時期などに仁宇布地区で市街地の飲食店マップや市街地の魅力を伝えるリーフレットを配布することや特産品や町の商品を販売して美深町の魅力を確実に知ってもらってはどうか。3、現在でも本町で仁宇布観光資源に関連したツアー及びイベントは展開されているが、市街地との結びつけるようなツアー事業はないと思われる。今後、仁宇布観光資源を活かして美深経済及び関係人口に貢献するためのツアー事業を観光協会や旅行会社と連携する考えはないか。4、交付金などを活用して、仁宇布の観光資源だけではなくて市街地にインパクトのある観光地を作り出す考えはないか。例として美深町のカントリーサインとして使われているチョウザメのネームバリューを最大限活用してチョウザメ館を拡充、拡大、増設した上で有料化していくことや、新たに他自治体にはない大型の遊具などを建設するなど。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 2 点目の仁宇布地区から市街地への観光客誘導策について4 点ほどご質問をいただきました。1 つ目と2 つ目の質問には関連がありますのでまとめてご答弁させていただきます。まず実態調査の結果から見えてきた現状と今後の課題及び対応についてでございますが、トロッコ王国での実態調査、アンケート調査は令和6 年度からの取り組みで今年で2 年目になります。今年の調査は8 月15 日に地域おこし協力隊と商工観光担当職員とでトロッコ王国美深で実施し、調査結果では観光客の多くはトロッコ体験

後、町外の観光地へ移動するか岐路につくケースが多く市街地に立ち寄る方は少ないことがわかりましたということになってございます。これまでも美深町の観光パンフレットはトロッコ王国の受付に備え付けるなどご協力はいただいておりますが、飲食店マップの配布等については実態調査の際に配布し、市街地への誘導促進に向けたPRを行っており、特産品などの販売までは実施してございません。議員のおっしゃるとおりシーズン1万人以上の方々にトロッコ王国以外の美深町を知ってもらえる機会でございますので、トロッコ王国さんにも検討してもらえよう協議して参りたいと思っておりますのでございます。次に3つ目の仁宇布の観光資源を活かしたツアーの事業についてでございますが、仁宇布地区以外の町内観光を促すものとして観光協会では松山湿原、登山の集いで参加者全員にトロッコ王国の乗車券の他、びふか温泉の入浴券を無料でプレゼントすることで町内への誘客と言いますか有収を促進しているところでございます。令和7年度の参加者は80名ほどになります。また同じく観光協会では美深町観光大使の桜庭和さんのふるさとコンサートを今年度9月に予定してございますけれども、これはバスツアーの参加者を対象にトロッコ王国の乗車体験ツアーをメニューに盛り込んでございます。そういったことで仁宇布の観光資源を活かしたツアー事業を現在とり行っております。また美深白樺樹液春まつりを主催する白樺樹液を楽しむ会では前夜祭など美深町文化会館で開催し交流会では美深の食を堪能するなど市街地への誘導促進をPRする取り組みをおこなっております。現在、旅行会社によるツアーは実施してございませんけれども、ツアーの企画会社などから注目していただけるよう今後ともPRを進めて参りたいなという風に考えてございます。さらに現在検討を進めておりますアウトドア企業との連携により新たな取り組みについても期待しているところでございます。最後の4つ目の交付金等を活用した市街地に新たな観光施設の計画でございますけれども、現時点では長期計画等にも新たな観光施設を建設する計画はございません。近年、町外から移住する若い世代が相次いで飲食店を開業し、ちょっと飽和状態ではないかというご指摘もいただいておりますけれども、街中に以前のような賑わいが出てきたと実感しております。お陰様で議会などの視察もございまして、管内町村長との懇談する機会でも美深町のこの施策については良好な良い評価をいただいておりますのでございます。食観光という位置づけで大きな要素となっておりますので、さらなる利用を期待してございます。またその市街地にインパクトのある観光地といっても箱もの的なものは果たしていかなものかという風には思っておりますけれども、美深町は元々北の星座共和国構想で双子座のまちに位置付けられております。美深町の観光は美深アイランドと仁宇布の美深松山湿原など仁宇布地区この二つを観光の目玉、主軸として推進してきたこれまでの経過がございます。美深町を貫流する北海道遺産天塩川を使った自

然体験、アクティビティ体験ができる天塩川のツーリングですとか釣り、魚釣りなどのガイド業者が3社もございます。また施設ではございませんけれども、本当に自然体験を満喫するこれはまさに体験観光の1つだと思っています。先ほどお話ししましたけれども、市街地には日本最北のブルワリーBSBをはじめ、個性ある飲食店が数多く存在しています。天塩川の体験観光とBSBなど飲食店の食観光とこの2つが私は4点目でございます市街地のインパクトのある観光資源だと認識しているところでございます。これから先、美深町として持続発展し、町民が笑顔で暮らせていける施設として箱もの含めて何かさらに求められるものがあれば次の長期計画等で検討していく時期がくるのかなと思いますけれども、現在は自然と食観光、これをまちの中の売りとしてさらに支援していければなと思っております。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 調査の結果、仁宇布、トロッコ王国、松山湿原に訪れる方はそのまま市街地に訪れることなく町を去られていくというような調査結果が見えてきたというようなお話で、その上でその解決策をお話したいと思うのですけれども、このトロッコ王国でお盆期だったりとか、GWその段階でリーフレットが配られている、パンフレットが配られているというようなお話で、確かに昨年そういった話をされて今年も8月15日、その時僕出勤していたのですけれども、その時に把握調査されているのは聞いてパンフレットを配っているところまでは少し認識できなかったのですけれども、それをされているということで安心いたしました。その際に思ったのがこの花たびそうやのように、あのお盆期にごった返すトロッコ王国の中で美深町の魅力的な美深コロッケだとかそういったものを販売していれば相当食いつきがいいのかなと思ったのでこの質問をさせていただきました。そこら辺に関していったら前向きに検討されるというようなお話でよろしかったですかね。馬鹿にならないと思うのですよね。数日で千人なので毎日250、350そこら辺は人間が訪れていて、数としても毎年ポールスター札幌の方で美深町物産展行っていますよね。昨年は恐らく250人の入場者がきていたはずですよ。なので、そういった数としても十分PRの機会としてトロッコ王国のお盆期というのは魅力があるのかなと思いますし、あとトロッコ王国の協議の話をされておりましたけれども、理事長自身がそれは全く問題ないとおっしゃっていたので、是非今後何か機会があれば直近でいったら連休ですよ。9月の。あまりにも早すぎるかもしれないのですけれども、比較的速やかに対応していただきたいと思うのですけれども、そこら辺どうですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 逆にお願いじゃないのですけれども、観光協会ですとか道の駅と連

休、逆に忙しくて行事が詰まっていて、人の確保が大変な時期と重なりまして、またお盆期間中も同じような状況が言えます。その中でご承知のとおりNPO法人のトロッコ王国美深さんにおいては観光マネジメントの業務、あとトロッコの安全運行の業務等をその推進の補助金、補助団体となっております。そういった中で観光案内所としての役割、観光PRや観光ガイド等少し幅広い意味でお願いしている部分もあるのかなと思っています。その中で、ちょっとスタッフの確保ができれば、その花たびそうやのような出店も可能かなと思ったのですけれども、この時期またお盆等も花たびそうやの時期とまた違う日程で一番繁忙期なもので、ちょっと道の駅のスタッフも観光協会の職員等も厳しいということ、あらかじめ協議したところそういう返事をいただきました。なので、逆にいうと、過去に議員さん関わられたかどうかかわからないですけれども、トロッコ王国の構内でソフトクリームですとかわたあめですか、その関係者の方々で出店されていたと思うのですよね。だから商品等上手く提供できればトロッコ王国さんなり、トロッコ王国の関係団体さんなりスタッフなりでそういったことをできればやっていただけると有難いなと思っています。その辺も含めて今後、議員中心でもよろしいですし、お互い相談しながらトロッコ王国だけではなくてまちぐるみでこのトロッコ王国中心に観光客を誘致できるような流れになれば有難いなと思っていますので、逆にご協力いただければ有難いなと思っています。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 人材不足の話でいくと、僕が関与できるところではないので何か言えるところは少ないのかなと思うのですけれども、こちらのトロッコ王国の方で商品提供いただいて、その商品を美深町の特産品を繁忙期に販売していくというのは非常に良い考えだと思うので、そこら辺を現実的に行っていきたいと思うのですけれども、その考え方があるという、それは積極的に行っていこうという風な返事でよろしいですかね。十分協力したいと思いますし、折角の機会なのでですね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これがどちら側というわけではないですけれども、一緒にやっていければいいのかなと思っています。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） なるほど、一緒にやってみましょう。では、次の質問というかツアーのお話ですね。ツアーのことに言え、まだ市街地に促せるだけのツアーがまだ美深町には揃えられていないというようなお話で、イベント関連でいくと市街地に促していくようなイベントがいくつかあるというようなお話をされていましたが、例

えば先ほどの観光協会で行くと、びふか温泉のチケットを配布していることであったりとか、桜庭さんのツアーに関していえば、観光資源、仁宇布の観光資源が確かに活かしているのですけれども、この質問の趣旨からいえば、その仁宇布の観光資源に来る人間をどう市街地に促していくかという話なので、少しずれているのかなと思いました。旅行会社に魅力があるという風に思っただけのように尽力していくというお話でしたけれども、こちらから働きかけを行っていくとか、そのような考えはないのですかね。今までそういう風に動いてツアーを実施できるために進んでいったという経緯はないのか。今後もないのかという話なのですけれども。積極的にこちら側から働きかけていくと。その先ほどおっしゃられたように町内に食の観光資源、数多くできて、そこら辺を最大限活用していくためにそういった方々にお願い申し上げて委託して、あと松山湿原においても地域おこし協力隊でガイド目的で来られた方もいますよね。現在ね。そういった方、松山湿原のガイドさんもいらっしゃる。そういった方々、もう人材は揃っているのです、お願いして、そのの仲立ち的な役割として町が介入して、それを旅行会社に提案していくというような考え方はもうできる、ほぼほぼできるような状況下にあるので、これも積極的に行って1つの仁宇布の観光資源から市街地に促すようなツアーというのは管理しておいたよろしいのかなと思うのですけれども、そこらへんお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） アンケート結果するまでもなく、なかなか美深に流れていないという状況が確認できたということで、今、ご質問ありましたけれども仁宇布地区を中心としたアウトドアガイドということで地域おこし協力隊で清水さん、6月から着任しております。この方は仁宇布地区でのガイド活動と併せて、アウトドア天塩川なども含めた市街地の活動も期待されてございます。そういった部分で、清水協力隊を中心に仁宇布に限らず市街地に誘客できるような企画を考えていただけるのかなと大変期待してございますし、先ほどアウトドア企業との連携というお話をさせていただきましたけれども、新年度に向けて株式会社モンベル様と連携に向けた準備を現在事務レベルで進めてございます。フレンドショップとして市街地の飲食店などが登録されることになりますので、市街地への誘客周遊が期待できるのかなということで今、詰めているところでございます。また、ツアー企画会社等への売込みと言いますか、現在、観光雑誌ですとかウェブサイトなどでPRによるツアー企画会社から注目していただけるよう取り組んでいるところでございます。仁宇布のみならず美深町全体のツアーの企画立案をツアー会社とともに実施できるか検討していく考えでございます。そういった面で木下議員から1万人以上訪れるトロッコ王国、これを何とか他町村に足を運ばせるのではなくて、美深町市街地、またはそのチョウザメ

館だとか美深アイランドそういった部分に周遊されるような展開を進められるような体制を新年度に向けて、また今、清水協力隊が早速取り掛かっているというような段階でご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） モンベルさんとそういう連携されて事務レベルで確実に美深町の P R を行う上で有異議な内容が進められているという風に聞いて安堵いたしました。食の観光資源ではなくて、市街地という風に今ここ通告分で書かせていただきましたけれども、市街地から離れて、びふかアイランドのお話になりますけれども、あそこら辺、こちら何度でも所管事務調査の話をさせていただきますけれども、令和元年の美深町の産業教育常任委員会でも行ってみたくなるようなメインの遊具施設が必要である。入込客の多い施設などを研究し導入を図るべきという風なご指摘もされておりますし、また令和 4 年ですね。鹿追町の所管事務調査報告においても美深アウトドアやスポーツ環境を温泉施設に集約し、観光客を集客しているスポーツ環境では、各施設の規模が小さく物足りなさを感じるという風に考察もされております。その中でやはり美深アイランドで何か目玉といえるような施設というものを今後 20 年・30 年数十年先と美深町の未来を考えていく上で、何かこうメインとなる施設、チョウザメ館の拡充でもよろしいですし、遊具施設でもいいですし、そういったものを考えていくということはかなり意味のあることなのかなと思っております。例を挙げると、有名なところだと南幌町の室内遊具施設でしたり「はれっば」というもの、設立当初の 12 万人を遥かに上回って 21 万人を超え、入場者の 9 割は町外の人間で交流人口増加に著しく貢献していると。町内飲食店も波及効果が大きく広がっていくようなお話もございますし、あとびふかアイランドでいけば、冬期に関していえばキャンプ場も閉まっていて、さらには道の駅に関して 12 月から 2 月は著しく客足、人の出入りがかなり著しく減少するというのもありますので、びふかアイランドのこの冬の活性化というのを目的に、冬自体も活性化できるように室内遊具施設というのを検討する。これは一朝一夕には、はいというようなお話はないかもしれないですけども、そこら辺も考えていった方が良いのかなという風には思っております。チョウザメ館に関して正直美深町に全くゆかりのない人間に美深町を紹介する時に何があるのと聞かれて、何かお勧めのところがあるかと言われて個人的な感想になってしまいますけれども、チョウザメ館をお勧めすることが感覚的に少し憚られるというか、もちろん行って楽しいところではありますけれども、恐らくチョウザメ館は狭くて少し入って物足りなさを感じるみたいなそういった話は町長であれば幾度も聞いたことがあると思います。ここら辺に関してもう少し手を加えてよりリピーターが増えるような美深町とはこういうものがあるという風に銘打っ

て、自信を持って紹介できるような施設というのが必要なのかなとは思いますが。食の観光資源に逃げるという言い方もあれですけども、食の観光資源素晴らしいと思います。ただそれだけで終わるのではなく、何かこうメインとなるような美深町の観光資源というのを自然観光だけではなく、そういう観点でも取り進めていけたらなと思うのですけれども、いかがですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 色々ご発言いただいたわけですが、果たして今の時代そういった箱もの、数十億もかけて、いくらかはわかりませんが、そういった箱もので冬の観光なりを誘致するというものもいかなものかとちょっと思う部分もあるし、かといって冬、実際何があるのだという部分、スキー場の他に何があるのだ、チョウザメ館も少し規模が小さい、逆にいうと冬のキャンプ場をあけたらどうかとか今ちらっと思ったりもしたのですけれども、びふかアイランドの部分でも施設の老朽化が進んでいるという部分もあるのかなという風に思っていますし、今ちょっと次の多分長期計画になると思うのですけれども、やはり道の駅、温泉もそうですけれども相当老朽化してきている部分がございます。特にモニュメントも危機的な状況になっているというようなことで所管調査でもご理解いただいたのかなと思ってございます。そういった中でやはり規格の高い道路、高規格道路の整備等、今後も推移等も見極めながら、やはり道の駅が次の長期計画になると思うのですけれども、どうしていくのか。そういった中で先ほどのモンベルさんのお話もございますし、冬の誘客、立ち寄りところの1つになる要素もあるのかなと思ってございますので、この後も長期計画のそういった中で議論されていくものということで考えてございますし、やはりうちの特性は美しく深いまちと先ほどからお話ございますけれども、水と緑の美しい自然景観、水の郷100選にも選ばれているところですし、水源の郷そういった部分の要素もございますので、やはりその自然環境を大切にしながら松山湿原や函岳などの観光、過去には函岳の観光ということで冬の函岳観光について模索した時期もございましたけれども、なかなか実現に至っていないという部分がございます。そういった部分含めて私はこの自然環境を活かした部分はさらにそれに磨きをかけていくことが大切かなと思っていますし、例の将来的などちらかというところという施設の部分等については、次の長期計画なりびふかアイランドの構想なりの中で考えていかざるを得ないのかなと、そんな風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 箱ものを作って、何億もかけてそういう風な観光のために何億も投資するというのは現実的ではなく、かなりリスクの大きいことなので正直そこまでは考

えられないというお話なのですかね。先ほどおっしゃられたように、観光資源、食の観光資源だったりとか松山湿原、天塩川こういう風な自然の観光資源が充実している、それを最大限生かされるように進めていきたいというようなお話と認識いたしました。その上で、十分町長の中では観光資源として美深町は大きなものを抱えている、十分に利点があると考えるのであれば、もっと大規模に最後これ話を終わらせたいと思うのですけれども、PRにお金を大規模に投資して何億とはいいません。何千万規模で大々的にPRを行えば町長の理屈でいえば、より人というのは集まってくると思うので、もう少し観光資源を新たに作り出す考えがないのであれば、PRに積極的に、十分積極的なかわからないのですけれども、今の5倍、感覚論で申し訳ないです。5倍、10倍とお金を投資する。何億にはなりません。そのぐらいの規模で大々的にPRしていくというようなことをお願いしたいなと思います。最後に何かあれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 別に何億、何十億かけないとは言っていないです。先ほども申しましたけれども、高規格道路の整備にもよりますし、びふかアイランドの道の駅、温泉等も老朽化が進んでいるということで、道の駅にあっては使い勝手が悪いという部分も含めてこれは次の総合計画で1つの大きな事業になるのかな。そうなれば何億で済まないと思います。十億の数十億の予算が必要になってくるかもしれません。そういったことも考えながら今あるこの美しい自然環境を活かした観光、体験観光、そして食観光、トロッコもそうですし、仁宇布の関連の今金の問題かもしれませんけれども、数千万が正しいのかどうか分かりませんが、そういった部分も活かしてまずは周遊を果たさせるような知恵を出し合っていくのが大切かなという風に思っておりますので、トロッコ王国の一員でもあります木下議員にも一肌脱いていただいて一緒に周遊観光が盛り上がるようにご支援、ご指導いただければありがたいなと思います。ありがとうございます。

○1番（木下広悠君） 一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下君の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第23号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第23号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第23号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時

間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。この改正は男女ともに仕事と育児が両立できるよう民間労働者、国家公務員及び地方公務員において育児休業制度を拡充する法改正が行われたことから、本町においても国家公務員に準じた改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは1ページをお開きいただきます。お願いいたします。議案第23号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について。議案第23号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきまして資料で説明いたしますので4ページをお開き下さい。この改正につきましては、改正趣旨にも記しておりますように、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会を目指して民間労働者におきましては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」これが改正されております。国におきましても人事院規則が改正されてきて子の年齢に応じた柔軟な働き方の措置等が拡充されておりますことから本町においても国に準じた改正を行うものでございまして、本年第1回の定例会で議決をいただきました超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、それからもう1つ仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備。この制度に続く制度改正となつてございます。1の改正概要をご覧いただきたいと思います。この条例では2つの条例を改正いたします。1つは、第1条で改正する職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、部分休業の取得パターンの多様化等を図るものでございます。現行の部分休業について若干説明をいたします。現行の部分休業は1日に2時間を限度に勤務時間のはじめ、または終わりに取得して勤務時間を短縮することができる制度でございまして、勤務時間の途中、中間で取得することはできません。また休業した部分、時間分の給与というのは支給されないという制度内容となつてございます。現行の部分休業制度につきましては、この1種類でございしますが、この度の改正でもう1つの休業パターンを追加して2つのパターンで仕事と育児の両立を支援しようとするものでございます。まずは現行の勤務時間のはじめ、また終わりに限り承認可能としている取り扱いを廃止いたしまして、この現行制度を第1号部分休業という風に楷書いたします。もう1つの取得パターンとしては1年について1年の間で10日相当時間、具体的にいいますと常勤職員の場合ですと年間77時間30分、この範囲以内で1日あたりの上限時間数なく部分休業を取得できるパターンを新設いたしまして、これを第2号部分休業といたします。現行の第1号部分休業を取得するの

かあるいはまたこの新たな第2号部分休業を取得するのかは職員の選択制ということになります。また非常勤職員、主にパートタイム会計年度任用職員とっていただければいいのですけれども、これにつきましては1日の勤務時間要件がございまして、これ今6時間15分以上ということなのですけれども、これを廃止しましてより短い短時間勤務の職員にも拡大する改正となっております。もう1つの改正条例は第2条で改正いたします職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正でございまして、こちらは仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるという内容となっております。妊娠、出産時それから育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用や働き方の移行の確認、これを行いましてそれに沿って措置するということで職員が子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるように支援する内容となっております。これらの改正にかかる条項につきましては、次のページからはじまります新旧対照表で示しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。次に附則の規定を説明いたします。9ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表の下になります。第1項が施行期日の規定です。この条例は令和7年10月1日から施行することといたしますけれども、第3項これは勤務時間条例の方なのですが、第3項につきましては公布の日から施行することと規定いたします。第2項は職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置でございまして、第2号部分休業の令和7年度中における取得時間の上限を定めてございます。この改正条例の施行日が10月1日でございますから令和7年度の取得期間は半年間、6か月間となります。それですので、1年間77時間30分のところ半分の38時間45分を上限とする経過措置となっております。第3項につきましては、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例に関する経過措置でございます。改正条例が適用されるのは通常施行期日以降でございすけれども、職員に対する両立支援制度の周知それから制度利用や働き方の移行の確認、その措置につきましては、この条例の施行日前でも行うことができる旨、つまり条例を公布したら直ちにこれらの行為ができることを規定する経過措置ということになっております。以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第23号の説明を終了します。

◎日程第7 議案第24号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第24号 美深町克雪推進条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第24号 美深町克雪推進条例の一部改正について提案説明

を申し上げます。この改正は冬期間の安全・安心な生活環境の向上のため、克雪推進補助の支援対象者を拡大する改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の 10 ページでございます。議案第 24 号 美深町克雪推進条例の一部改正について。議案第 24 号 美深町克雪推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料で説明させていただきます。11 ページをお開き下さい。この改正趣旨を書いておりますが、今町長が提案説明したとおりでございます。改正概要を説明する前に、この条例改正を提案するに至った経緯を申し上げたいと思います。近年、空き家が増えているという状況があります。その空き家の屋根の雪が建物に隣接する道路に落ちて歩道などを塞ぎ、歩行者や車の通行に支障をきたしているという状況が見られます。こうした管理上の問題が生じた場合には雪の堆雪状況を管理者にお知らせして、排雪していただくように要請しておりますけれども、雪解けまで放置されることもございます。このように放置され適切に対処していただけない要因としまして排雪経費という金銭面の負担があるという見方がございます。排雪経費につきまして、補助する制度、現行でございまして、現在の制度では排雪作業を行う人が町民の方であれば、排雪ダンプの経費の一部を補助しておりますので、負担が軽減されるわけですが、町民でない方につきましては補助の対象外ということになっております。排雪経費の補助対象者を町民以外の方にも拡大して排雪作業を促して町民の冬の暮らしの安全・安心な生活環境を確保しようとするものでございます。改正内容について説明いたしますので議案資料をご覧くださいと思います。改正概要の②番のところなのですが、今、改正にいたる経緯について申し上げましたとおり、支援対象者いわゆる補助対象者につきまして現在の町民に加えて町民以外の方について美深町内に建物を有する個人という表現、規定をもって支援対象者とするよう改正いたします。規定している条項は別表の支援対象の欄の 2 項目目、新旧対照表でいいますと下のアンダーラインの部分でございます。そしてもう 1 つ改正がございまして、同じく支援対象の欄の 1 項目目、新旧対照表では上のアンダーラインの部分でございますけれども、ここでは排雪する場所の要件を謳っておりますけれども、条文からは読み取りにくい表現がございましたので、この改正を機に文言を整理したものでございます。文言を整理致しましたけれども、実質的な要件につきましてはこれまでと変わらない、これまでどおりとなっております。表の下をご覧くださいと思います。附則の規定でございます。この条例は公布の日から施行すると規定いたしまして、これから迎える冬期間に適用できるようにしていきたいと思っております。以上で、議案第 24 号

の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第 24 号の説明を終了します。

◎日程第 8 議案第 25 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第 26 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第 27 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更
について

○議長（南 和博君） 次、日程第 8 議案第 25 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について乃至議案第 27 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第 25 号から議案第 27 号で提出しております、事務組合の規約変更につきまして一括して提案説明を申し上げます。議案第 25 号の北海道市町村職員退職手当組合、議案第 26 号の北海道市町村総合事務組合、議案第 27 号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合の 3 つの事務組合において構成団体に変更が生じ、規約の変更が必要になったことから地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案第 25 号、第 26 号、第 27 号の 3 つの提出議案につきまして一括して説明させていただきます。これらの 3 件の議案につきましては、いずれも地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。また規約変更の原因、理由につきましても 3 件とも同じでございます。変更内容についてまず議案第 25 号の北海道市町村職員退職手当組合理約の方から説明させていただきます。13 ページの議案資料、規約の新旧対照表をご覧くださいと思います。この規約の変更ににつきましては、組合を組織しております団体のうち令和 7 年 3 月 31 日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散いたしまして、この組合から脱退したことに伴いまして、組合規約の一部を変更するものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。変更するのは別表でございます。別表は市町村を列記した表と一部事務組合及び広域連合を列記した表の 2 つございますけれども、今回改正するのは一部事務組合及び広域連合を列記している方の表でございます。この別表の檜山管内の方に江差町・上ノ国町学校給食組合が規定されていますけれども、この度の解散に伴いましてその名称を削るというものでご

ございます。新旧対照表の下の表をご覧ください。施行期日の規定でございまして総務大臣の許可の日から施行するということになってございます。次に、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について説明いたします。15ページの新旧対照表をご覧ください。この組合の規約変更につきましても別表の改正です。別表は2つございまして、別表第1は組合を組織する地方公共団体を列記している表で、別表第2は共同処理事務ごとに団体名を列記している表でございます。別表第1、第2の両方に規定されている江差町・上ノ国町学校給食組合の名称を削るのと、もう1つは別表第1の管内の欄に檜山振興局（11）とありますが、このカッコ書きの11という数字なのですが、これは振興局管内の団体数を表しております。この度の解散、脱退に伴いまして1団体減少しますので11を10に改正するというものでございます。表の下の方でございまして、施行期日の規定でございまして北海道知事の許可の日から施行するということになってございます。次に、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について説明いたします。17ページをご覧ください。この組合の規約変更につきましても別表の改正でございまして、別表2つございまして組合を組織する地方公共団体を列記している別表第1の方の改正でございまして、この別表第1に規定されている江差町・上ノ国町学校給食組合の名称を削る改正となっております。下の表の方でございまして、施行期日の規定でございまして総務大臣の許可の日から施行するということになってございます。以上で議案第25号乃至議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第25号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） ありませんね。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第25号について採決します。議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第25号は可決されました。これから議案第26号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 26 号について採決します。議案第 26 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 26 号は可決されました。これから議案第 27 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第 27 号について採決します。議案第 27 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 27 号は可決されました。

◎日程第 9 議案第 28 号及び議案第 29 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 9 議案第 28 号 令和 7 年度美深町一般会計補正予算（第 3 号）及び議案第 29 号 令和 7 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第 28 号から議案第 29 号で提出しております一般会計及び介護保険特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第 28 号 令和 7 年度美深町一般会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、定額減税調整給付金や水田畑地化に伴う土地改良区支援事業などに要する経費について追加補正するものであります。次に歳入であります。追加補正にかかる財源につきましては、国・道補助金、町債など特定財源で措置し、不足する分は主に前年度繰越金を充てることとしております。以上によりまして一般財源の補正額は歳入・歳出それぞれ 7,837 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ 62 億 763 万 3 千円となるものがあります。次に、議案第 29 号 令和 7 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、令和 6 年度の実績確定に伴う国・道の負担金等の返還金を追加する他、保険給付費内で所要の補正を行うものです。歳入につきましては、道負担金、支払基金交付金、介護

給付費準備基金繰入金を充てることとしております。以上によりまして介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ1,198万2千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,508万2千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは私の方から議案第28号のご説明をいたします。別冊配布の議案書をご覧くださいと思います。議案第28号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第3号）。令和7年度 美深町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） 議案第29号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第29号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第28号及び議案第29号の説明を終了します。

◎日程第10 認定第1号乃至認定第6号

○議長（南 和博君） 次、日程第10号 認定第1号 令和6年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第6号 令和6年度美深町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和6年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして認定第1号から認定第6号まで全6会計の決算概要をご説明申し上げます。まず認定第1号 一般会計の決算について申し上げます。令和6年度は物価高対策のための給付金給付事業や商工業、福祉施設への費用助成、特別養護老人ホーム、美深町民体育館の実施設設計など新たな事業を実施して参りました。決算額は歳入が56億6,232万7,825円、歳出が51億1,770万1,557円でいずれも前年度を下回る決算規模となっております。歳入は町税総額は減少いたしました但し臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額が増加、町債残高は前年度より6.9%の減少、基金については財政調整基金への積み立てなどにより年度末残高が増加している状況でございます。こうした財政運営によりまして実質収支は5億3,988万7千円の黒字となりました。この剰余金の内、2億7千万円を

財政調整基金に積み立て、残る 2 億 6,988 万 6,868 円を令和 7 年度に繰り越したところでございます。次に認定第 2 号 令和 6 年度国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。加入被保険者数は前年度と比較して 40 人減少したものの国保税は 1.2% 増加しております。医療費全体では、前年度から 2.6% の増加、国保会計歳出総額も 1.2% の増額となっております。決算額は歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れているため歳入・歳出ともに 4 億 9,329 万 1,510 円となっております。なお国保財政調整基金の年度末現在高は 1,108 万 3,071 円減少し、1 億 4,373 万 2,789 円となっております。次に認定第 3 号 令和 6 年度後期高齢者医療保険特別会計の決算について申し上げます。被保険者数が前年度より 5 人減少したものの医療保険料は 14.2% 増加しております。これによりまして令和 6 年度の決算額は歳入総額は 8,844 万 8,261 円。歳出総額は 8,833 万 7,841 円となり差引 11 万 420 円を翌年度に繰越したところであります。次に認定第 4 号 令和 6 年度介護保険特別会計の決算について申し上げます。令和 6 年度の要介護・要支援認定者数は前年度と比較して 7 人減少したものの保険給付費は 1,454 万 4 千円 2.9% の増加となっております。決算額は歳入の不足額を介護給付費準備基金から繰り入れているため、歳入・歳出ともに 5 億 8,966 万 120 円となっております。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は 181 万 2,954 円減少して 4,341 万 4,317 円となっております。次に認定第 5 号 令和 6 年度簡易水道事業会計の決算について申し上げます。中央簡易水道事業と北部簡易水道事業の事業統合後はじめての決算になりますが、これまで同様、水の安定供給と経営効率化に努めた結果、収益的収支で 421 万 9,282 円の純利益が生じました。また資本的収支では 2,161 万 7,463 円の不足が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰越現金は 4 億 6 万 9,213 円となっております。最後に認定第 6 号 令和 6 年度下水道事業会計の決算について申し上げます。公営企業会計適用後はじめての決算となりますが、これまで同様、公衆衛生の維持及び保守・管理に万全を期し、環境・公衆衛生の充実に努めてきた結果、収益的収支で 3,494 万 3,083 円の純利益が生じました。また資本的支出では 9,006 万 1,317 円の不足が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度剰余金、当年度損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰越現金は 353 万 9,960 円となっております。以上、全 6 会計の決算概要についての説明と致します。よろしくご審議いただき認定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから認定第 1 号乃至認定第 6 号に

ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑なしと認め、質疑を終了します。お諮りします。本件については、議長及び2番 望月議員を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。お諮りします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により木下、中瀬、名取、田中、小口、藤原、和田、荒川各議員の8名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は只今申し上げた8人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いいたします。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後4時と致します。

休憩 午後3時44分

再開 午後4時00分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長(竹田 哲君) 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定しその結果が議長に報告されました。委員長に和田委員、副委員長に名取委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月16日、17日の2日間と決定しました。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第11 報告第7号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長(南 和博君) 次、日程第11 報告第7号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過

並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） それでは所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

調査日 令和 7 年 7 月 28 日。調査事項 美深町地域公共交通計画について。調査内容 仁宇布線デマンドバス、フレンドバス、デマンドタクシー、名士バス恩根内線の利用状況と課題。調査方法は聞き取り。内容は調査のまとめに代えさせていただきます。高齢者の交通機関として十分対応していると評価されるが、子どもたちの要望も検討し利用促進をしてほしい。また公共交通としてのバス路線とタクシーの補完も重要であり、町からの補助を継続しなければならない。名士バスによる恩根内線、仁宇布線については町民要望に適切に対応していただきたい。フレンドバスとデマンドタクシーについては日曜日の利用希望の要望もあり、サークル活動や行事との連携した適切な対応が望まれる。人口減少や運転免許証返納等の状況把握をさらに進め、不自由のない地域の公共交通の構築が必要である。美深町地域公共交通計画では総務課、住民生活課、教育委員会、さらには保健福祉課も関係しており、各課を横断した活発な提案とより改善に向けた策を大いに期待するとともに郊外に居住する住民の状況把握をすすめ、子どもから高齢者までの幅広い層での利便性に寄与した地域の公共交通の在り方の構築が必要である。次のページに資料 1 として過去 3 年の利用実績と推移を載せております。またその次の 6 ページには資料 2 として名士バス恩根内線、名士バス仁宇布線の町費補助関係の資料を添付しておりますのでご一読いただきたいと思います。以上で、総務住民常任委員会の報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ次、産業教育常任委員会の報告です。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） 産業教育常任委員会の所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第 77 条の規定により報告する。調査日は令和 7 年 8 月 4 日。調査事項 びふかアイランドの現状と課題について。調査内容 各施設の入込客数の状況と老朽化の現状と対策。調査方法は現地視察と聞き取りによるものでございます。調査内容の報告は書面に代えさせていただきます。では、調査のまとめです。今回調査においては令和 7 年 2 月に提出された第三セクター経営改善計画(案)概要と令和 7 年第 2 回定例会に提出された株式会社美深振興公社にかかる令和 6 年度経営状況説明書も参考資料として、町からの委託料・指定管理料が年間約 1 億円を超

え、町の財政負担になっていると評価されるびふかアイランド各施設の現状を視察し、その対策の有効性と必要性を調査・検証したものでございます。現地視察により道の駅びふかにおいては商品のレイアウトや産直野菜などの設置場所などに工夫・改善が見られ、今後も特産品PRのさらなる改善を期待するとともに、施設の老朽化では屋上の漏水やフクロウをモチーフにしたモニュメントの腐食なども外観の老朽化において目につく箇所であり、早急な対策を望むものであります。また町民の多くが経営改善を期待するびふか温泉では料金の値上げにより収益的には利用客の減少を売り上げ増でカバーしている状況ですが、施設の規模と稼働状況が見合わないことが大きな課題であります。町財政が一層厳しさを増す中、改修にかかる財源は国・道の補助や交付金制度に見いだせず町単費で賄うしかない状況であります。よって今後の施設老朽化対策または経営改善のための設備投資では収支改善状況に見合った財政投入と施設規模では未活用部分の廃止など選択と集中を視野に入れていかなければならないとまとめさせていただきます。以上、産業教育常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。12日から17日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、12日から17日までは休会とします。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後4時09分

令和7年第3回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和7年9月18日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告 令和6年度美深町一般会計決算の認定について
- 第 3 認定第2号 委員会報告 令和6年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 4 認定第3号 委員会報告 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 第 5 認定第4号 委員会報告 令和6年度美深町介護保険特別会計決算の認定について
- 第 6 認定第5号 委員会報告 令和6年度美深町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 7 認定第6号 委員会報告 令和6年度美深町下水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第23号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第24号 美深町克雪推進条例の一部改正について
- 第10 議案第28号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第29号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 第13 同意第2号 教育委員会教育長の任命について
- 第14 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 第15 議員派遣の件
- 第16 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 木下 広 悠 君 | 2番 望 月 清 貴 君 |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君 |
| 5番 欠 員 | 6番 田 中 真奈美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9番 和 田 健 君 | 10番 荒 川 賢 一 君 |

11番 南 和 博 君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長	草 野 孝 治 君	副 町 長	川 端 秀 司 君
総 務 課 長	中 江 勝 規 君	企画商工観光課長	小 野 勇 二 君
住民生活課長	桜 木 健 一 君	保健福祉課長	小 林 一 仙 君
農 務 課 長	内 山 徹 君	建設水道課長	中 林 秀 文 君
会 計 管 理 者	中 村 稔 君	保健福祉グループ上席主幹	和 田 政 則 君
総務グループ主幹	青 木 吉 信 君	企画グループ主幹	渡 辺 善 美 君
経済産業グループ主幹	前 田 直 久 君	税務グループ主幹	中 野 浩 史 君
農業グループ主幹	加 藤 保 昭 君	建設林務グループ主幹	田 畑 尚 寛 君
水道住宅グループ主幹	町 屋 英 雄 君		

◎教育委員会

教 育 長	杉 本 力 君	教 育 次 長	大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹	元 岡 友 之 君	教育グループ主幹	前 田 貴 也 君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤 本 博 君	事 務 局 長	内 山 徹 君
---------	---------	---------	---------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水 本 守 君	事 務 局 長	竹 田 哲 君
--------	---------	---------	---------

◎議会事務局

事 務 局 長	竹 田 哲 君	事務局副主幹	服 部 満 君
---------	---------	--------	---------

開会 午前１０時００分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は１０名全員出席です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第１ 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第１ 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。去る９月１６日、１７日決算審査特別委員会が開かれ、付託事件の認定第１号乃至認定第６号の審査を行い、それぞれの審査結果報告書が議長宛てに提出されており、本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。長側提出のものは同意２件、議会側提出のものは意見書案１件、議員派遣１件、承認１件で本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 認定第１号 委員会報告 令和６年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第２ 認定第１号 令和６年度美深町一般会計決算の認定について乃至日程第７ 認定第６号 令和６年度美深町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。本件認定第１号乃至認定第６号は決算審査特別委員会に付託しておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告いただきます。

９番 和田君。

○９番（和田 健君） 認定第１号乃至認定第６号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。令和７年 第３回定例会において本特別委員会に付託されました認定第１号 令和６年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第６号 令和６年度美深町下水道事業会計決算の認定について、去る９月１６日と１７日の２日間各会計決算書、財産に関する調書、決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書などに基つき審査を行いました。審査の経過につきましては、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会ですので省略とさせていただきます。審査の結果、認定第１号乃至認定第６号については、全員賛成で認定すべきものと決しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は認定第1号 令和6年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第6号 令和6年度美深町下水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑討論を省略し採決を行います。日程第2 認定第1号 令和6年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第1号については認定することに決定しました。

◎日程第3 認定第2号 委員会報告 令和6年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 認定第2号 令和6年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第2号については認定することに決定しました。

◎日程第4 認定第3号 委員会報告 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 認定第3号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第3号については認定することに決定しました。

◎日程第5 認定第4号 委員会報告 令和6年度美深町介護保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 認定第4号 令和6年度美深町介護保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第4号については認定することに決

定しました。

◎日程第 6 認定第 5 号 委員会報告 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計決算
の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第 6 認定第 5 号 令和 6 年度美深町簡易水道事業会計
決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って認定第 5 号については認定することに賛成
しました。

◎日程第 7 認定第 6 号 委員会報告 令和 6 年度美深町下水道事業会計決算の
認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第 7 認定第 6 号 令和 6 年度美深町下水道事業会計決
算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第 6 号については認定することに決
定しました。

◎日程第 8 議案第 23 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間
及び休日休暇に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 8 議案第 23 号 職員の育児休業等に関する条例及
び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。これか
ら議案第 23 号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 23 号について採決
します。議案第 23 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇
に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 23 号は可決されました。

◎日程第9 議案第24号 美深町克雪推進条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第24号 美深町克雪推進条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第24号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（南 和博君） これは11ページの新旧対照表ですけれども、支援対象のところの営利事業者が処理すべきとあるのですが、その営利事業者という捉え方、範囲ですね。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 営利事業者ということなのですが、そのまま営業を行っている事業所という解釈で結構です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 営業を行っているというと、商業でいうと店舗、店舗でも住居部分と店舗部分があるわけですが、それに付随する駐車場ですとか、そこら辺の範囲だと思うのですが、工業に対しては倉庫だとか事務所、林業に対しても同じ、農業に対しては倉庫だとか作業小屋、牛舎、作業小屋等も入るのですけれども、そこら辺の範囲はどう捉えて理解すればいいですか。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 全て今おっしゃったものは営業行為になるかなと思いますので、その辺は営利事業者という風に捉えていいのかなと思います。

○7番（小口英治君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは私の方からも事前に説明を受けた中では状況等を想定して、例えば家の屋根に雪がいっぱい溜まっていて、それが落ちてその処理が必要な場合だとか色々状況は伺いましたけれども、その中で、例えばそういうことも見ている中での対応を考えている中で、例えば落雪等によって道路がふさがってしまうだとか、そういうことが発生して、ちょっと急を要する場合などは、こういう対応でもよろしいのでしょうか、状況によってはそれまで待てないというか、急ぐ場合何かに対しては、この条例ではどこまで対応できるという風な想定をされているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 急ぐ場合、屋根雪に残って落ちそうな場合。

○８番（藤原芳幸君） そういうのも対象になると聞いたのですけれども。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 基本的にこの条例については、排雪部分の補助にかかる対象者を町外所有者まで拡大するということになります。そうなってくると空き家対策だとか、そういった部分になってくるのかなと思いますが、基本的には所有者が落雪所有物件については、所有者が適切に管理し、排雪を行っていくというのが基本的なことになりますので、その部分を補助で支援していくというような形になるのかなと思います。

○議長（南 和博君） ８番 藤原君。

○８番（藤原芳幸君） のっている部分に関しては対象にはならないけれども、落ちちゃって本人の対象となる先方からこういう条例の中で処理してもらえよう体制は整ったと思うのですけれども、そういうものとまた何か急を要して道をあけなければならないというものは別のものと考えてよろしいのですかね。そうしたら。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 急を要して道を開けるということですね。その場合、対象業者に連絡をしていただければ排雪の対象にはなるかなと、個人の場合ですね。なるかなと思いますので、急を要する場合の時には、その所有者が排雪をするということであれば、うちのこの補助の対象にはなるかなと思います。

○８番（藤原芳幸君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

７番 小口君。どちらの討論ですか。

○７番（小口英治君） 賛成です。私は、賛成の立場で討論したいと思います。克雪推進条例第１号には、雪対策を講ずるため自主克雪を実施する者に対し、各種支援を講ずることにより快適性、住民生活の環境づくりに寄与することを目的とするとあります。まちを綺麗にする考えと一致する条例の一部と捉えることもできます。同時に一段と前向きな克雪に対しての条例だと思います。しかし、融雪機、ロードヒーティングも支援対象にはなっていますが、町民の中では小型除雪機等購入補助の要望もございます。また先ほどの商業工業の質疑いたしました、上限を決めて回数等での制限での実施も考慮していただきたいと思いますが、この条例は今の意見も含めて一段と前向きな判断であると判断いたしましたので賛成の討論と致します。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 24 号について採決します。議案第 24 号 美深町克雪推進条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 24 号は可決されました。

◎日程第 10 議案第 28 号 令和 7 年度美深町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（南 和博君） 次、日程第 10 議案第 28 号 令和 7 年度美深町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。これから議案第 28 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10 番 荒川君。

○10 番（荒川賢一君） 11 ページになります。チョウザメの関係でのアイスジャム対策工事のことでお聞きをします。当然図面等は建設課の方では把握をされていると思うのですが、配管の長さですとか水量、水圧の関係、それと冬期間の環境を考えますとオイルフェンスを二重にただけで改善できるものなのか、また別な工事の候補はなかったのかとりあえずお伺いします。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） アイスジャムの対策工事の関係のご質問でございます。オイルフェンスですけれども、今回オイルフェンスの部分にたどり着くまでに、まず昨年からアイスジャムで冬の間非常に管理に困ったということがありまして、今年の 2 月に専門であります寒地土木研究所というところの研究施設の方に依頼をかけまして、現地に来ていただいて見ていただいたと。ちょうどその 2 月ですのでちょうどアイスジャムが発生している時期に来て見ていただきました。その中で他の市町村においても今、オイルフェンスの部分で有効に活用されているというような実績があるということもあって、現時点では最善の策ということで、今回、オイルフェンスを二重に設置をするというような方策を組んだところでございます。オイルフェンスも浮いている部分の下にカーテンがついていまして、その水中にカーテンがあることで水中からそのシャーベット状の雪が取水口に入ることを防ぐといったような役割をするものでございますので、まずその取水口からそのシャーベット状の雪が入る、防ぐことによって管の詰まりを防ぐといったようなことに着手したいということで今回はこの方法に至ったという状況でございます。以上です。

○議長（荒川賢一君） 10 番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 色々な工事、一般財源で全部賄っていますけれども、今回もその基金を使わないで一般財源にした経緯というのは何かありますか。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 今回、基金を使わずにということなのですから、150万ほどの金額ですけれども、今回は特に基金の方は使わずに一般財源ということで対応させていただきたいということで提案させていただきました。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 私もよくわからないのですけれども、アイスジャムってアイスだから氷のことかなと思ったらそのような取水口の氷結対策ということなのですから、取水口は今2つありますよね。導水管の方にあるものと、そこで今工事中なので本流から取れるものと2つあるのですけれども、これはどちらの方のことになるのか将来的には2つ必要になるのか。少しその辺が今どこに対して、多分本流の方だと思うのですけれども、工事が終わって取水、導水管の方からも取れるようになった場合にはこれまた2つ必要になるのか。それともこの今通っているところでこの後はずっと取っていく事になるかなというのがどうなのかなと少し思ったのですけれども、そちらに関してはどのようなことになっていくのでしょうか。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 今、今回の工事の出す部分についてはペンケ仁宇布川から今入れているところの一カ所ということになっております。今、発電所の水車の更新工事をやっておりまして、その完成が令和10年になりますので、そちらが完成したあかつきにはそちらの方から今度取水するような形になりますので、基本的にはペンケ仁宇布川の方は塞ぐという、完全に閉鎖ということは何かあった時にはそちらも使えるようにはしたいなという風に考えていますけれども、メインの取水の方は直ったら工事完成後の方から取水するような形で考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） そのことに関してはわかりました。それで取水口のオイルフェンスと聞いたので、取水口のところが氷で塞がらないようにそれで対策がとれて水が流れ込むことが継続できるわけですから、その先ですね。そこで水が取れればその先というのが大丈夫なものなのですかね。例えば導水管の中が水の量によっては空洞が凍ってしまうようなことも若干聞いたこともあるのですけれども、今の辺溪のその取水口といいますか導水管に関してはとるところがしっかりできれば、あとそこから先の水に関しては大丈夫な状況になるということで入口のところのそのオイルフェンスを使った氷対策をすると

いうことになっていくものなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 導水管の中の部分ですけれども、うちの方としても去年からこういった事案が出てきていまして、去年は本当に大量のスノージャムが入ってきて、管の中にたくさん埋まってしまって、滞留してしまったというような状況でございます。まず入り口を入らないということで対策を打つことで、まずは対策を打ちましょうということで、そのあとどういう気候の状況によってということもあるかもしれないのですけれども、基本的にはその中で凍るということまではちょっと想定はしていないような状況ですけれども、何分ちょっと延長が長い物ですから、まずはその入り口の方の対策をうって、中の状況は今後どうなるかというのもちょっとありますけれども、ちょっとその辺も注視しながらできるかぎり対策を打っていきなという風に考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） 今のそのアイスジャムの関係なのですけれども、その導水管の中の方はその取水口でアイスジャムが塞がれていた時は、凍ったりはしていなかったということですか。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 昨年の状況でいきますと凍ったりはしていないで本当にシャーベット状のザクザクの状態ということで職員が中に入ってスコップで掻き出したというような状況になってございました。

○議長（南 和博君） 9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） 若干何かもう少し検証も必要なのかなという気はするのですけれどもアイスジャムの関係ちょっと僕の方では終わりにしたいと思います。別件なのですが、11 ページの物産展示館の指定管理料の部分で今回授乳室に簡易クーラーを設置するというお話だったのですけれども、こちら今回の定例会に産業教育の所管事務調査で現地視察した旨を報告させていただいておりますけれども、その視察の際にちらっと私、なかなか見る機会もなかったので初めて見たのですよね。その授乳室ですね。やはりちょっと簡易的なという気は率直な感想なのですけれども、この簡易クーラーを入れたことによって本当椅子と何か台が置いてあるような感じの狭い空間だったのですけれども、この簡易クーラーというものがどういったものになるのか少し教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 道の駅の授乳室に簡易クーラーを設置したという件ですけれども、和田議員さんも視察の際にご覧になったということですので、確かにちょっと狭い空間ということで、今年の夏ですね。非常に暑かったということで利用者の方から暑くてここで授乳なかなか大変だという声があって、今回簡易クーラーを設置させていただいて、緊急的に対応したというのが今回の補正の理由でございます。確かにあのスペースですので、大きなクーラーを設置するようなスペースもないという状況もありまして、まずは簡易クーラーで対応させていただいたという状況でございます。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） まずはという風におっしゃっていらっしゃいまして、そしたら今後検討余地があるのかなという気はするのですけれども、やはりあそこの道の駅ですから、美深の観光の顔となる部分だと思うのですよね。年間にしたら二十数万人の方がいらっしゃって、さすがにそういった道の駅を来館される方もスタンプラリーとかやっている方ですと他の市町村の道の駅かなり見て、やはりそういうものって比較対象になってくると思うのですよね。新しいところはもちろんそういったもので最新の設備が整えられているかもしれないですけれども、そういったものを比較にしまうと、ああいった座って本当に狭いスペースに椅子とテーブルだけというのが若干その子育てされているお母さんにとってみたらちょっと不満もあるのではないかなという私の印象なのですけれども、しっかりとしたスペースをとった設備を整えるという風な大規模というかリニューアルの必要性をどのように検討されているのか考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 議員のおっしゃるとおり、本来であればもう少し広めの快適なというのがあるかなと思いますけれども、現状の今の施設の状況、配置の状況、あと空きスペースの状況等勘案して、現在はあその位置に今、授乳室が置かれているのかなという風に考えています。本来、隣がバス待合所の運転手さんの休憩室等使われているので、例えばそこを改修してというのも将来的には考えられるかもしれないですけれども、現時点ではそこまで工事の費用をかけられないという部分もありまして、まず簡易的に簡易クーラーということで対応させていただいているところでございます。今後、やはり利用者の方から色々なお声があればまた検討していかなければならないのかなという風に感じているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは3つほど質問させていただきます。まず7ページなので

すけれども、歳入の上から4つ目に、障がい者福祉費補助金、これは国保の補助金ということで地域生活支援事業補助金。これは歳出の方のシステム改修の関係だと思うのですけれども国の補助2分の1というご説明でしたけれども、通常であれば道の補助4分の1というのはなかったかお伺いします。それから2つ目は同じく7ページの今の上に物価高騰対応臨時交付金というのが1,520万3千円。それが歳出ですと9ページの社会福祉総務費の需用費・役務費・負担金大きく定額減税調整給付金ということでこの需用費や役務費とあわせて丁度1,520万3千円ということなのですが、ちょっと私も色々な6年度決算でも給付金とか色々なことがあって、頭が少し混乱しているのですが、例えば今回のこの歳入が1,520万3千円あって定額減税の関係だけなのですけれども、以前ですと色々なメニューを考えてやりますというようなことだったのですが、今回はそういうもう金額もこれ以上もらえないという他に色々なそういった他の定額減税以外の調整給付金以外のことはできないのかお伺いをします。それと最後なのですけれども、3点目なのですがすみません、議案にはないことになるのですが載っていないのですけれども、同僚の衛生施設事務組合議員からもちょっと情報があるのですが、中間処理施設ですね。8月1日の衛生施設事務組合の議会で、スライドで工事費が増額になるということで、美深でいいますと4,800万9千円増額という風に確かなっているのですけれども、どこかにちょっと今見落としているのですが、9月定例会で補正のようなこと何か載っていたような気がしたのですが、今回の補正予算の計上予定は必要なかったのかお伺いします。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 歳入の方の地域生活支援事業補助金の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、対象事業としては障がい者福祉費に計上しております障がい者福祉システム改修業務委託料が対象経費となります。この補助金につきましては、国の補助金2分の1のみでございまして道の補助金はございません。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） 続いて2点目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,520万3千円につきましては、定額減税調整交付金にかかる給付金とその他の事務費等にかかる交付金の対象経費の部分のみとなっておりますので、他に使うとかそういうことではなくて、これにかかる経費のみの申請となっております。

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） ご質問いただいた名寄地区衛生施設事務組合の工事費の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり今年の8月1日の日に臨時会が開かれまして、工事請負契約のスライド条項に基づく契約の変更について可決されました。金額について

はその際出された資料は議員おっしゃるとおりです。これに対する補正なのですけれども、衛生施設事務組合の方も補正については12月に予定するということでお聞きしておりますので、構成市町村4市町村とも12月という風に考えているところです。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） まず今の衛生施設事務組合については組合自体が補正を12月ということでありました。勘違いしていたかもしれません。それと地域生活支援事業の補助なのですが、通常の色々な事業ですと2分の1国、4分の1道ということのルールがあると思うのですけれども、今回国が27万5千円でしたか。その半分ですから十数万なのですがそれにしても町が2分の1持たないといけないということでその辺はシステム改修とかですと今までもそうだったのか、それがルールということなのかもう一度お伺いします。それと臨時交付金の関係なのですが、これについては決算書、6年度の決算説明というのが後ろの方に6年度のものが出ていて、6年度は9,100万の交付決定というのがあって、色々な事業があったのですが、それとは全く関係なく7年度はこれにしか使えない、あるいは計画を上げていれば何か使えたのか、これしか出せなかった、貰えなかったのかだけもう一度お願いします。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） すみません、ちょっと先に臨時交付金の部分については、今回、不足給付で給付するお金に対する国の交付金になりますので、これ以外のものには使えないです。あと他に国からくるようなメニューについては、色々と6年度と同じようにお金がくれば色々な形でメニューを組んでいくという形になりますので、あれとは別に考えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） これまでも各種システムの改修業務を行ってきているところなのですが、その多くは、補助金は国の2分の1のみというところできているところでございます。

○2番（望月清貴君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第28号について採決します。議案第28号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 28 号は可決されました。

◎日程第 11 議案第 29 号 令和 7 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（南 和博君） 次、日程第 11 議案第 29 号 令和 7 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから議案第 29 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 29 号について採決します。議案第 29 号 令和 7 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第 29 号は可決されました。

◎日程第 12 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第 12 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。本件は現在教育委員としてご活躍いただいております、安喰俊博委員が 9 月 30 日をもって 2 期目の任期が満了となることから引き続き本町の教育委員として任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。安喰委員は昭和 29 年 8 月 18 日生まれで現在 71 歳であります。平成 29 年 10 月に教育委員に就任して頂いて移行、本町が抱える教育行政の課題に対し豊富な経験と知識から貴重なご意見を頂くとともに平成 31 年 3 月からは教育長職務代理者として教育長を補佐し、教育委員会の審議の活性化に努めるなど教育委員としての責務を果たされて参りました。引き続き本町教育行政の推進のためご活躍いただけることを期待し教育委員として任命いたしたくご提案申し上げますので満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。ご提案申し上げますので満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 本件について質疑があれば発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略し、これから同意第1号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第1号は同意することに決定しました。

◎日程第13 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第2号 美深町教育委員会教育長の任命について説明を申し上げます。本件は杉本力教育長が9月30日をもって1期目の任期が満了となることから引き続き本町の教育長として任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。杉本力教育長は昭和38年9月30日生まれで現在61歳です。令和5年5月に教育長に就任して頂いて以降、小中学校等へのエアコン設置や長年の懸案でございました美深町民体育館の改修工事に着手するなどこれまでの行政職員としての経験と知識を活かしながら教育行政の責任者として強い使命感を持ってその職務を遂行されております。引き続き本町教育行政の責任者としてご活躍いただけることを期待し、教育長として任命いたしたくご提案いたしますので満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案説明いたします。

○議長（南 和博君） 本件について質疑があれば発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略しこれから同意第2号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第2号は同意することに決定しました。

◎日程第14 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第14 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は名取、藤原、田中、望月、木下各議員です。この際提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出する。提出者は私小口、賛成者名取、藤原、田中、望月、木下の各議員です。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。意見書案は次のページの朗読によって代えさせていただきます。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。北海道は豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら将来に渡って持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。しかしながら本道の道路を取り巻く環境は高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では安定した除排雪体制の確保など冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。そのため地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。よって、国においては切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう必要な予算を確保すること。2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化

対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。３、人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリングの解消や高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化など国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。４、令和７年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。５、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。６、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。以上、地方自治法第９９条の規定により提出するものであります。議員各位のご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第３号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第３号について採決します。意見書案第３号の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第３号は原案のとおり可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第１５ 議員派遣の件について

○議長（南 和博君） 次、日程第１５ 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２２条の規定によってお手元に配布のとおり議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は原案のとおり決定しました。

◎日程第16 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会、産業教育常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出のとおり承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和7年第3回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 小 口 英 治

署名議員 藤 原 芳 幸